

第2期愛西市 子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月
愛知県 愛西市

ごあいさつ

全国的に出生数が減少するなか、少子化は愛西市としても大きな課題の一つです。少子化の進行は単に人口減少にとどまらず、地域社会の活力の低下、地域経済への影響も懸念される問題でもあります。就労環境の変化、結婚や出産、子育てに対する意識の変化などライフスタイルの多様化により、子どもや子育て家庭を取り巻く環境も大きく変化している状況にあり、子どもの育ちと子育てについて行政や地域をはじめ社会全体で支援していくことが求められています。



本市では、「元気な子どもと地域をみんなと一緒に育むまち愛西」を基本理念とし、未来を創る子どもたちが一人ひとり、自分自身の可能性を伸ばしつつ、健やかに成長することを社会全体で支援できるよう推進してまいりました。

昨年国において、「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されたことを受け、すべての子どもが夢や希望を持つことができる社会の構築を目指すとともに、子どもの貧困対策の更なる取組と合わせて、このたび「第2期愛西市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。これに先がけ、市では子育て支援の一層の充実を図るため、幼児教育・保育無償化の開始に合わせて幼稚園・保育所等に通う児童の給食費のうち副食代の補助をいち早く実施することといたしました。

これを機に、これまでに取組を進めてきた第1期計画を継承しながら、子どもと子育て家庭を支援する体制を保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどの各分野を統括的、包括的に強化し、よりよい支援の充実、環境づくりに努めてまいりますので、市民の皆様の一層のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見、ご提案をいただきました市民の皆様及び関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和2年3月
愛西市長 日永 貴章



目次



第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 国の動向.....	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画策定の経過	4
5 計画の期間.....	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	5
1 本市の人口動態等の現状.....	5
2 保育サービス等の状況.....	11
3 放課後児童クラブ等における現状	14
4 アンケート調査結果からみた現状	16
5 子どもの貧困の状況	28
6 子ども・子育て支援事業計画の評価	35
7 子ども・子育てを取り巻く現状と課題.....	38
第3章 計画の基本的な考え方	40
1 基本理念.....	40
2 基本目標.....	41
3 施策の体系.....	42
第4章 子育て支援施策の展開	43
1 地域で子育てサービスを上手に活用できるまちづくり.....	43
2 子育てと社会参加の両立ができるまちづくり	46
3 妊娠・出産から生涯にわたって元気に暮らせるまちづくり	48
4 子どもや若者がいきいきできるまちづくり.....	51
5 子どもたちが守られ、安全なまちづくり	54
6 子どもの個性や権利が尊重されるまちづくり	56

第5章 子ども・子育て支援事業計画	59
1 教育・保育提供区域の設定	59
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みの考え方	60
3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに 提供体制の確保の内容及びその実施時期	63
4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の 提供体制の確保の内容及びその実施時期	67
5 幼児期の教育・保育の一体的提供及び 当該教育・保育の推進に関する体制の確保	80
6 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保	80
第6章 計画の進行管理	81
1 施策の実施状況の点検	81
2 国・県等との連携	81
資料編	82
1 愛西市子ども子育て会議設置要綱	82
2 愛西市子ども子育て会議委員名簿	83



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国の子ども・子育て支援の分野においては、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指して、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が全国の市町村でスタートしました。

その後、働き方改革や幼児教育・保育の無償化など、国の施策の転換が進められています。また、子どもの発達に関する支援対策や児童虐待防止対策など、少子化や核家族化が進展する中、子どもの健全育成への社会的な要請がますます高まっています。そのため、子育て家庭を取り巻くこうした環境の変化を踏まえた、子育て支援の一層の充実が求められます。

愛西市（以下「本市」という。）では、平成26年度に第1期となる「愛西市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、子育て家庭の多様な保育・子育て支援ニーズに対応するための子育て支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

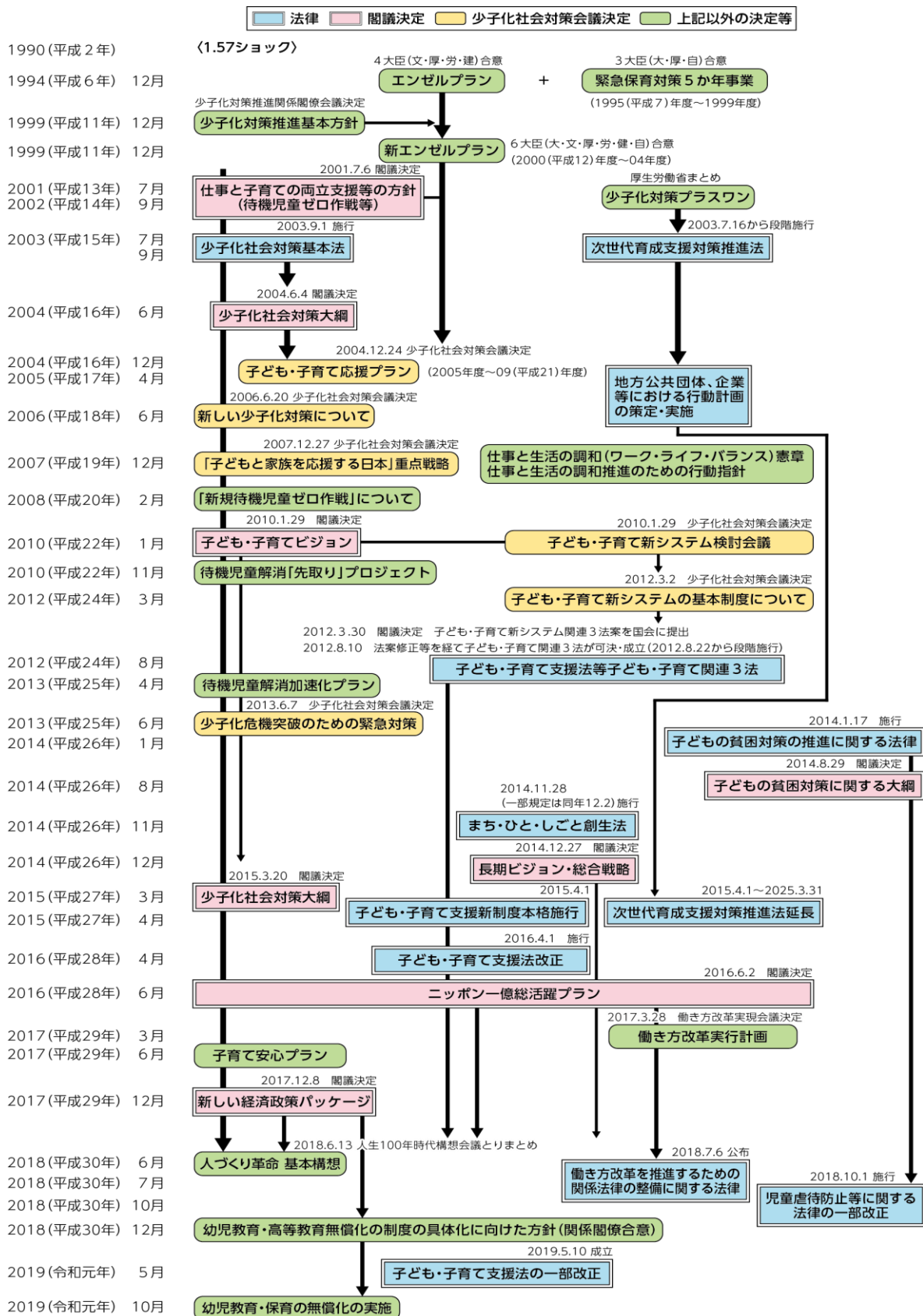
第1期計画が令和元年度末をもって終了することから、この5年間の成果と新たな課題を検証するとともに本市の地域特性を分析し、保育の受け皿の拡大と保育の質の確保及び提供体制の充実を盛り込んだ第2期にあたる「第2期愛西市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画をもとに、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況、その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもに対し、各関連機関との連携・協働を図りながら、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施することとします。

2 国の動向

国がこれまで実施してきた経緯については下図のとおりです。

【国における少子化対策の経緯】





3 計画の位置づけ

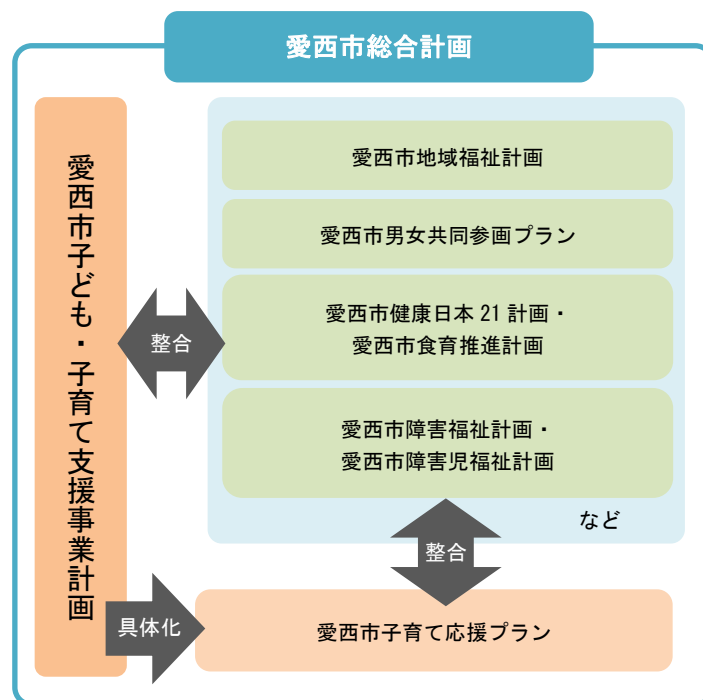
子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく計画で、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するものです。

これまでその取組を進めてきた第1期計画を継承しながら、子どもと家庭に関する施策を体系化します。

子どもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどあらゆる分野にわたるため、これらの施策の総合的・一体的な推進が必要です。

そのため、愛西市総合計画をはじめとした、他の計画などとの整合を図ります。

【計画の位置づけ】



4 計画策定の経過

(1) アンケート調査の実施

子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児童の保護者1,500人（回収：708人）、就学児童の保護者1,500人（回収：747人）を対象として、「第2期愛西市子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

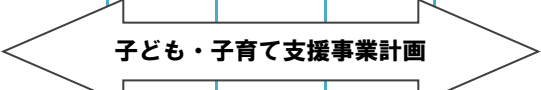

(2) 「愛西市子ども子育て会議」の開催

本計画への子育て当事者等の意見を反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「愛西市子ども子育て会議」を開催し、今後の子育て支援策や計画の考え方について審議しました。

5 計画の期間

本計画は5年を1期とした計画とし、計画期間を令和2年度から令和6年度までとします。また、計画期間中において、社会情勢の急激な変化等による新たな子育てニーズが生じた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行います。

【計画の期間】

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
 子ども・子育て支援事業計画									
				 第2期子ども・子育て支援事業計画					



第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

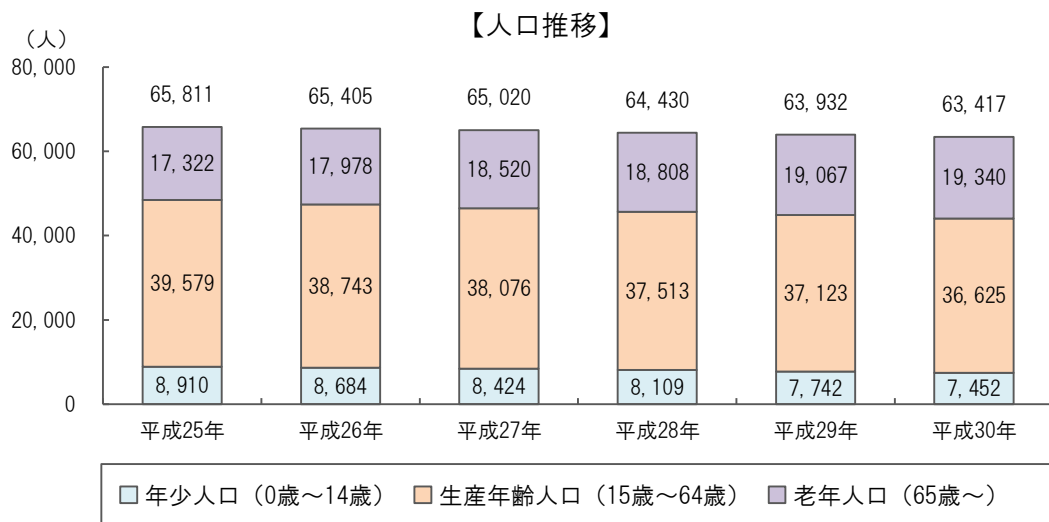
1 本市の人口動態等の現状

(1) 人口推移と推計

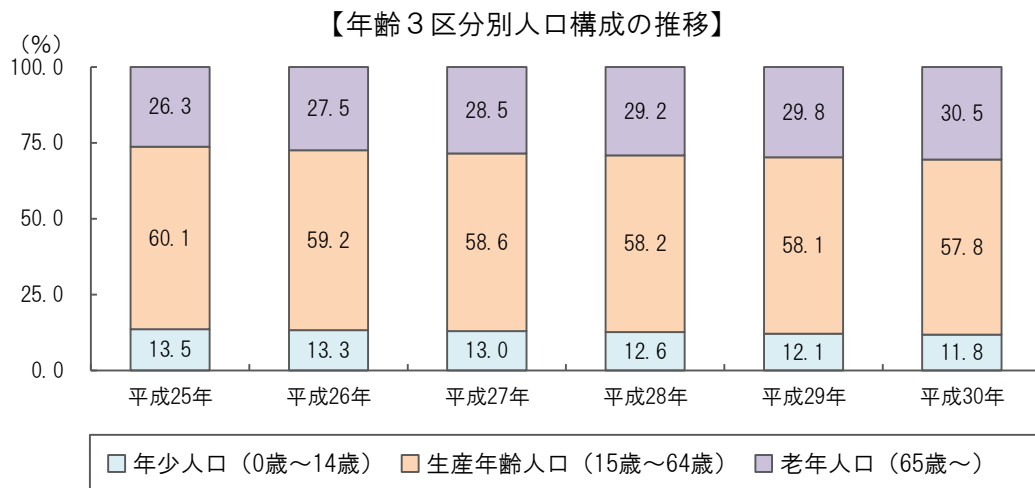
① 人口推移

本市の人口の推移をみると、総人口は減少傾向にあり、平成30年4月1日現在で63,417人となっています。

また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0歳～14歳）の割合は年々減少している一方で、老年人口（65歳以上）の割合は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在 外国人口を加味）



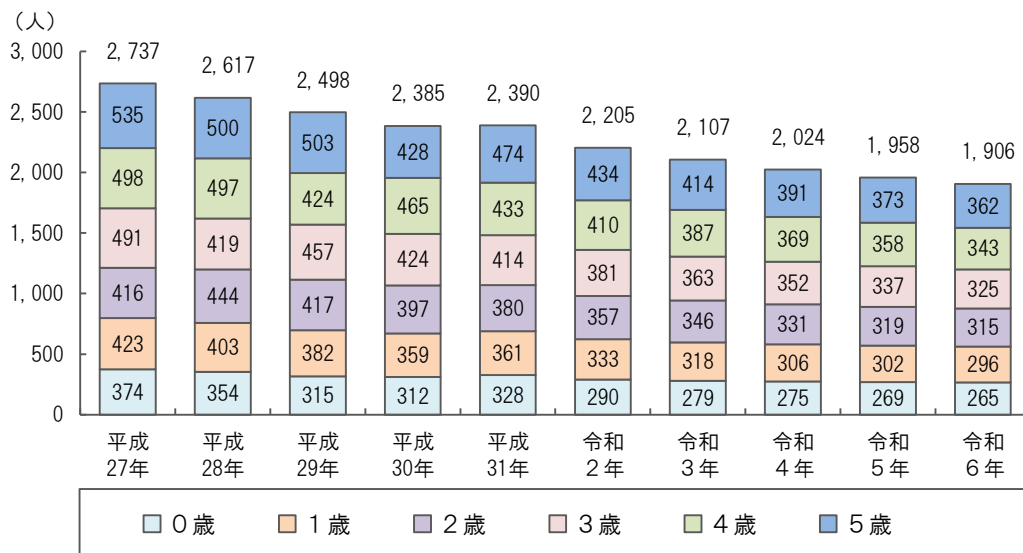
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在 外国人口を加味）



② 子どもの人口の推移と推計

子どもの人口の推移と推計をみると、0歳から5歳までの人口は年々減少し、平成31年4月1日現在で2,390人となっています。令和2年以降も減少が続くと推測されます。

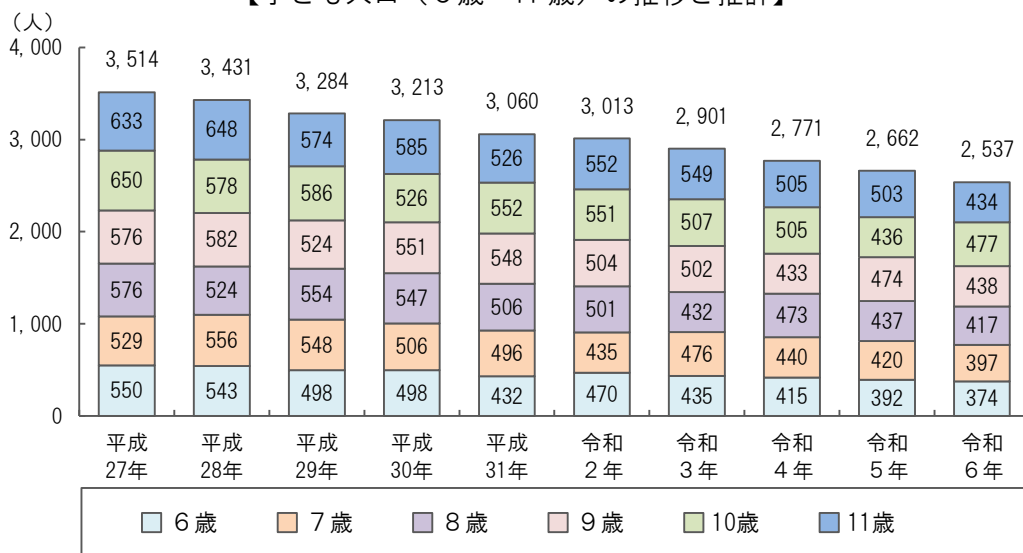
【子ども人口（0歳～5歳）の推移と推計】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在 外国人口を加味）

※推計人口は住民基本台帳を基に計算したものと推定されます。

【子ども人口（6歳～11歳）の推移と推計】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在 外国人口を加味）

※推計人口は住民基本台帳を基に計算したものと推定されます。

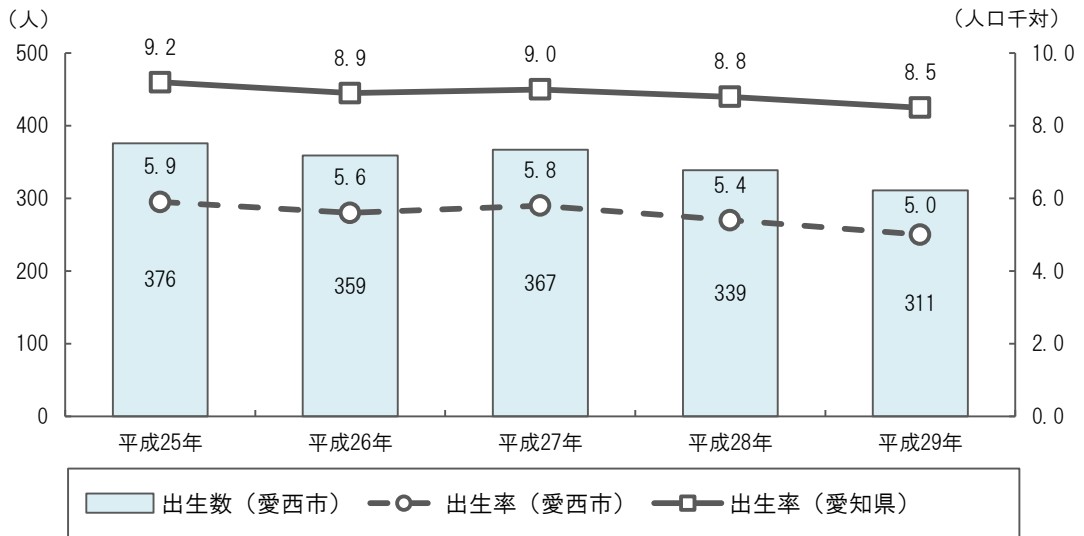


③ 出生数及び出生率の推移

出生数及び出生率の推移をみると、出生数は減少傾向にあり、平成29年は311人となっています。

出生率は、出生数と同様に減少傾向にあり、愛知県と比較すると、いずれの年も県の出生率を下回っています。

【出生数及び出生率※（人口千対）の推移】



※出生率は各年10月1日現在の人口を用いて算出しています。

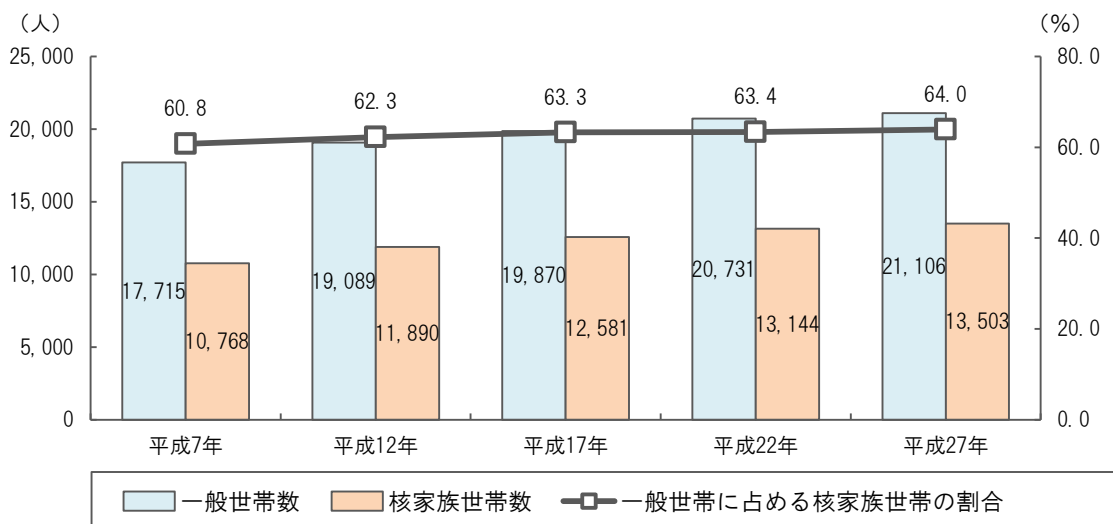
資料：厚生労働省「人口動態統計」

(2) 世帯構成の状況

① 核家族世帯数等の推移

核家族世帯数等の推移をみると、一般世帯数、核家族世帯数ともに年々増加しています。平成7年以降、一般世帯に占める核家族世帯の割合はいずれも6割を超え、横ばいとなっています。

【核家族世帯数等の推移】

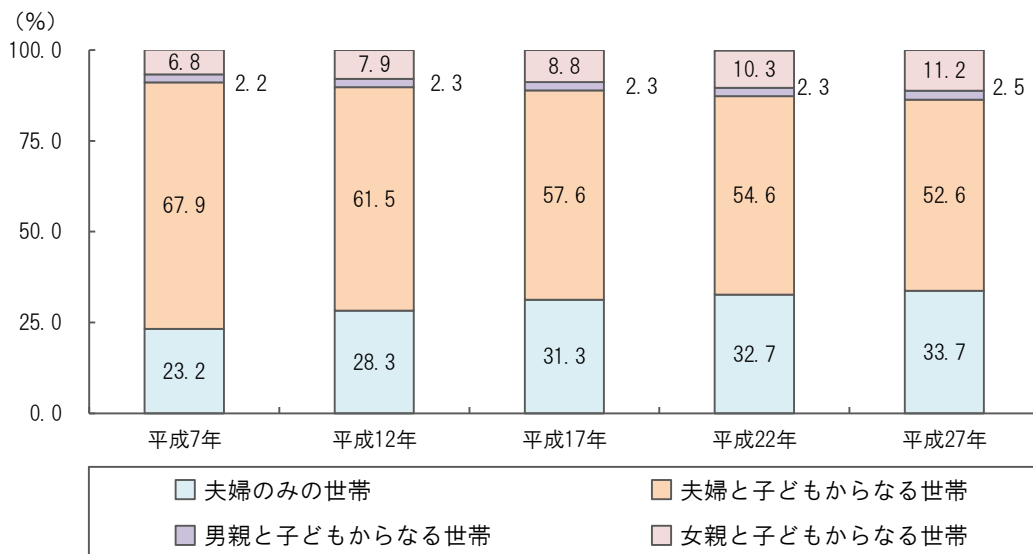


資料：国勢調査

② 核家族世帯の内訳

核家族世帯の内訳をみると、男親と子どもからなる世帯の割合が2%台で横ばいとなっているものの、女親と子どもからなる世帯の割合は年々増加しています。また、夫婦と子どもからなる世帯の割合は年々減少しています。

【核家族世帯の内訳】



資料：国勢調査



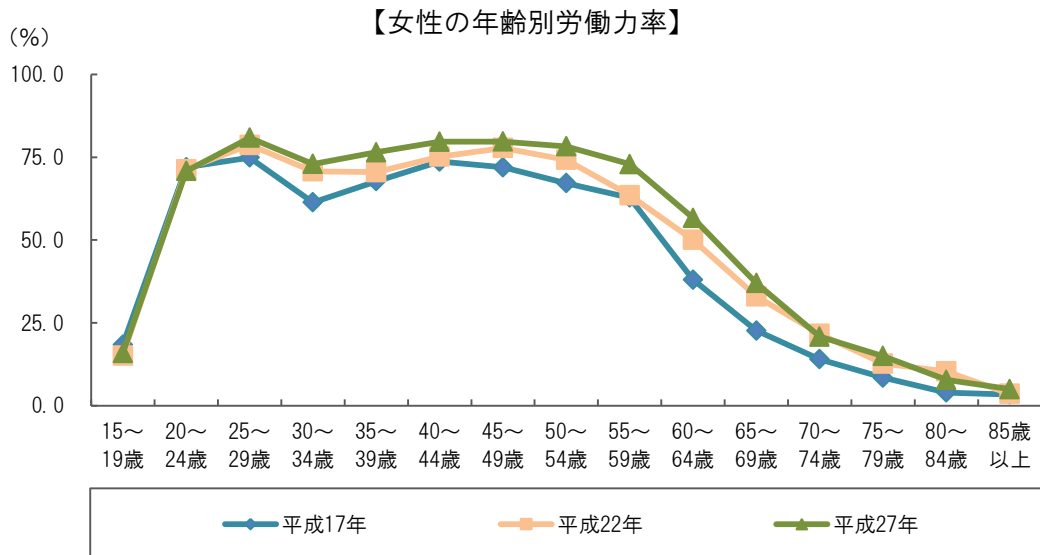
(3) 就業のまとめ

① 女性の労働力率

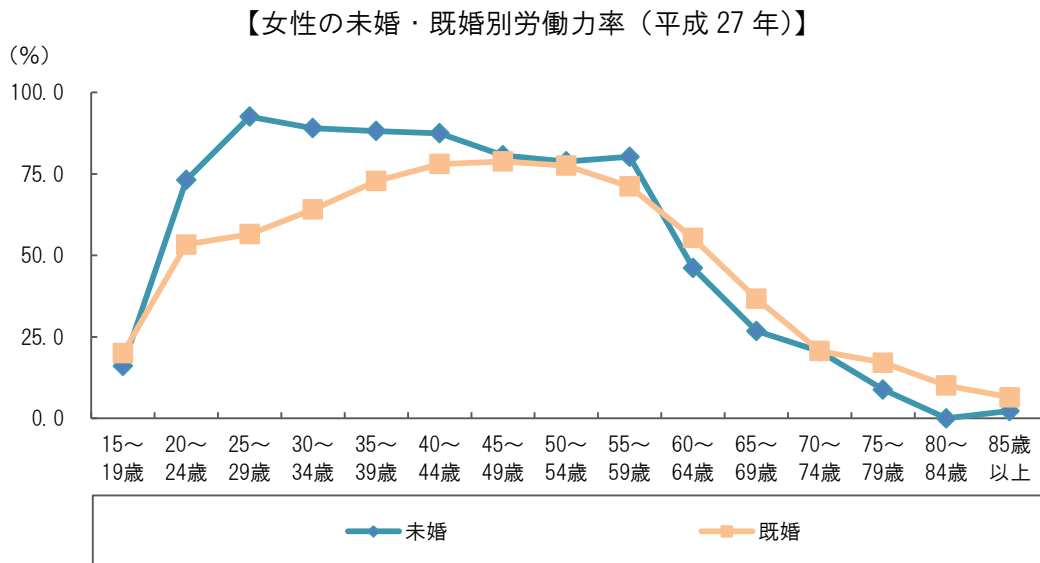
女性の年齢別労働力率をみると、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。近年では20代から60代の労働力率^{*}は年々上昇し、平成17年に比べて平成27年では、M字カーブの落ち込みは緩やかになっています。

また、女性の未婚・既婚別労働力率をみると、20代・30代において、既婚女性よりも未婚女性の労働力率が高くなっており、特に25～29歳では36.0ポイントの差がみられます。

※「労働力率」・・・15歳以上の人口に占める労働力人口（15歳以上の働いている人と失業者の合計）の割合



資料：国勢調査

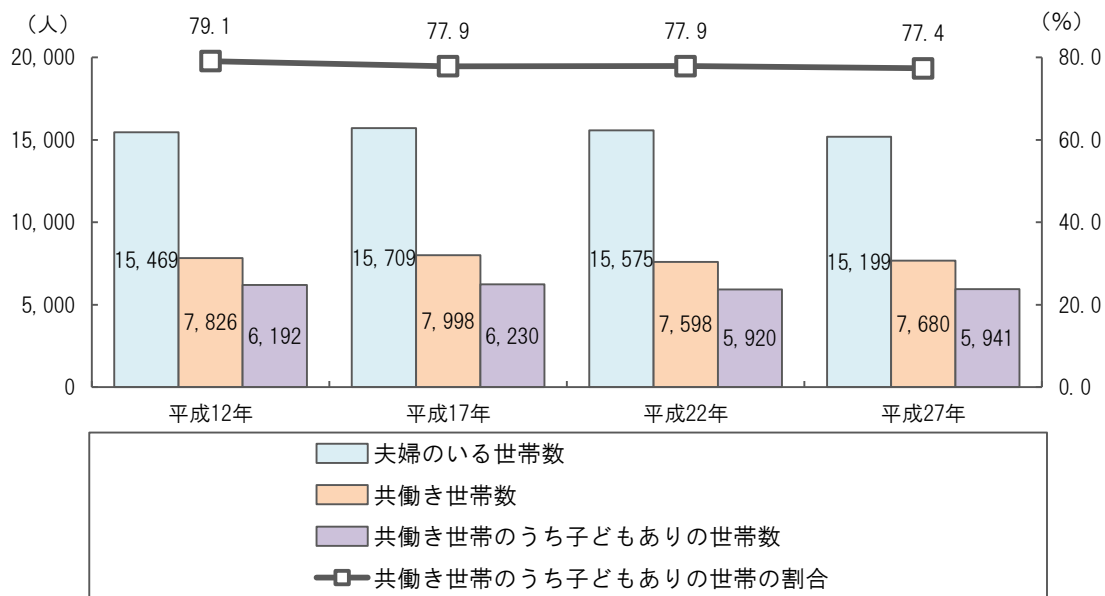


資料：国勢調査

② 共働き世帯の推移

共働き世帯の推移をみると、共働き世帯のうち子どもありの世帯数は、平成12年から減少傾向にあります。

【共働き世帯の推移】



資料：国勢調査

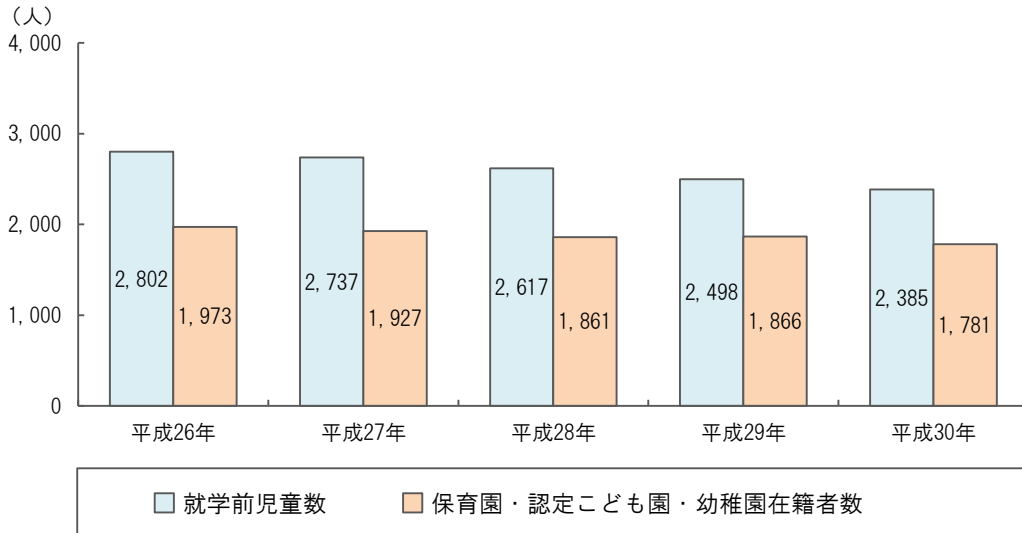


2 保育サービス等の状況

(1) 就学前児童数と保育園・認定こども園・幼稚園の在籍者の推移

就学前児童数と保育園・認定こども園・幼稚園の在籍者の推移をみると、就学前児童数は年々減少しています。保育園・認定こども園・幼稚園在籍者数も同様に減少しています。

【就学前児童数と保育園・認定こども園・幼稚園の在籍者の推移】

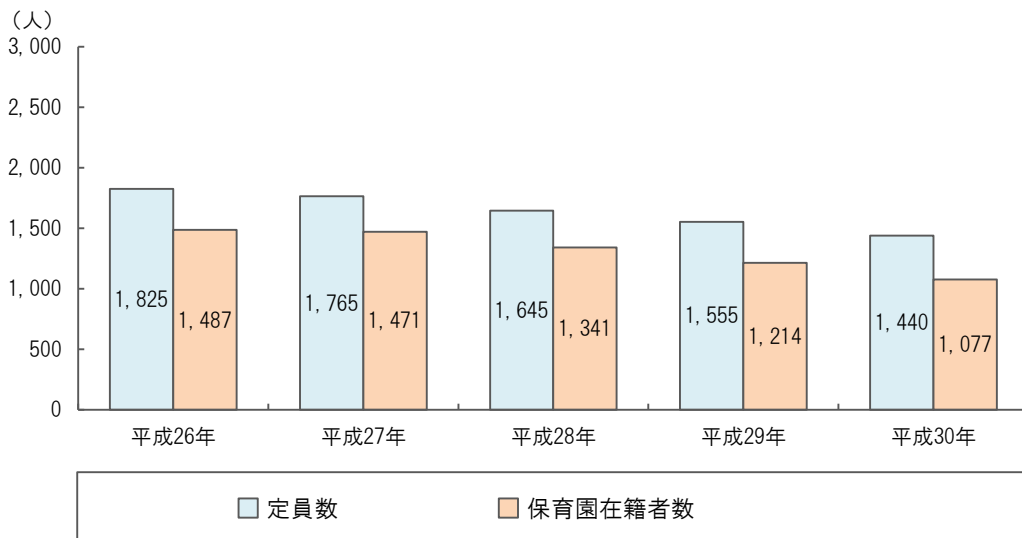


資料：児童福祉課（各年4月1日現在）

(2) 保育園の定員数と在籍者数の推移

保育園の定員数と在籍者数の推移をみると、保育園の定員数は年々減少しています。保育園在籍者数も同様に年々減少しています。

【保育園の定員数と在籍者数の推移】

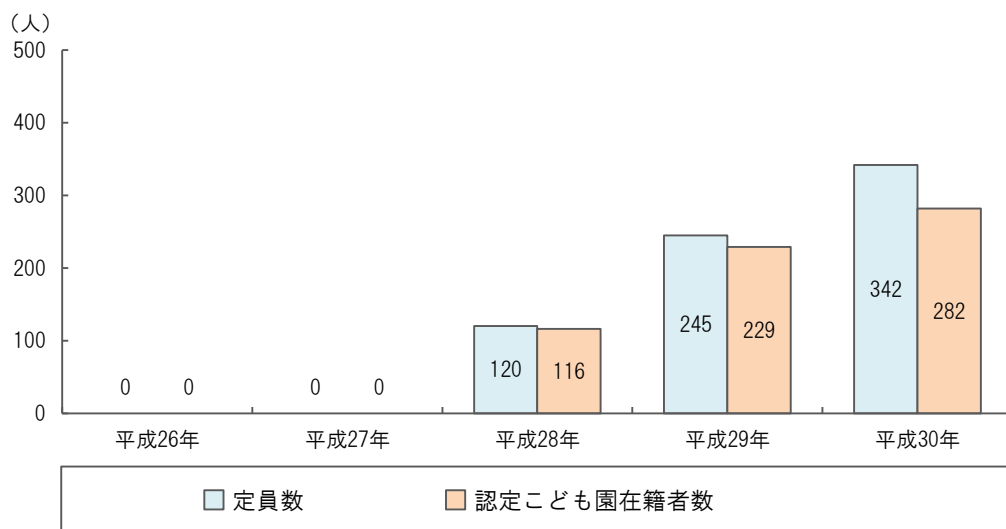


資料：児童福祉課（各年4月1日現在）

(3) 認定こども園の定員数と在籍者数の推移

認定こども園の定員数と在籍者数の推移をみると、認定こども園の定員数は平成28年以降年々増加しています。認定こども園在籍者数も同様に年々増加しています。

【認定こども園の定員数と在籍者数の推移】



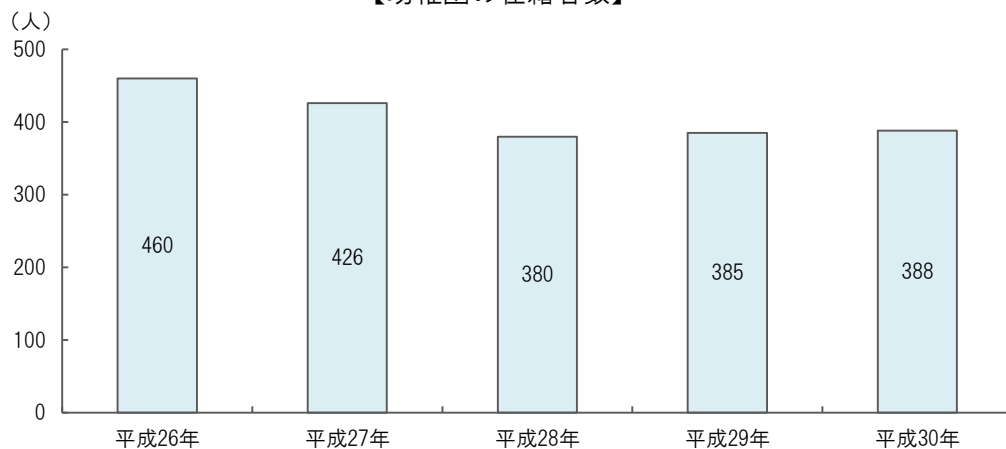
資料：児童福祉課（各年4月1日現在）

(4) 幼稚園の在籍者数の推移

① 幼稚園の在籍者数

幼稚園の在籍者数の推移をみると、平成26年の460人と比べ、平成30年では388人と72人減少しています。

【幼稚園の在籍者数】



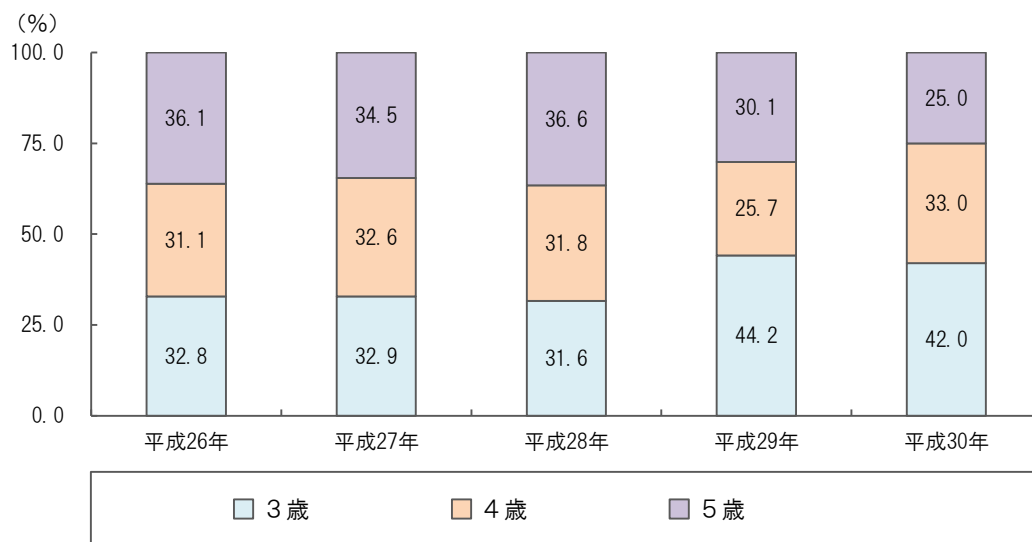
資料：児童福祉課（各年5月1日現在）



② 年齢別幼稚園の在籍割合

年齢別幼稚園の在籍割合の推移をみると、3歳児の割合は増減を繰り返しながらも増加傾向にあります。

【年齢別幼稚園の在籍割合の推移】



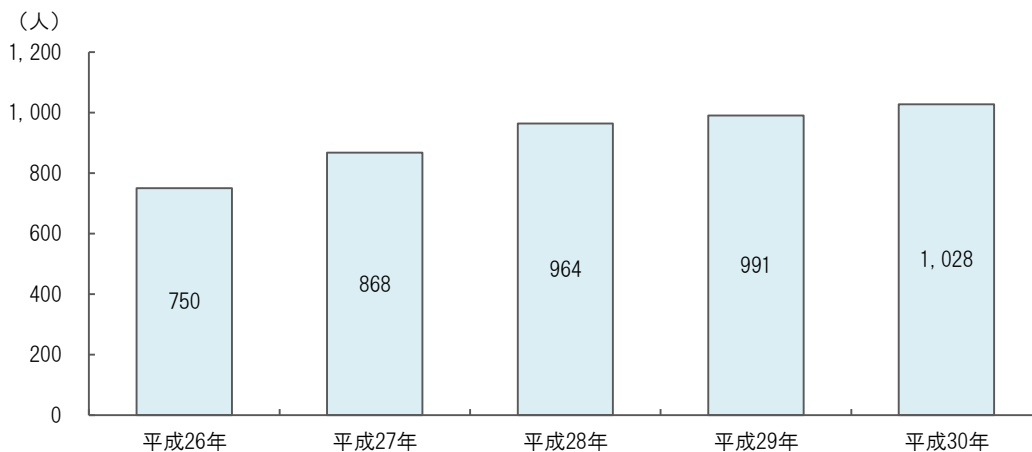
資料：児童福祉課（各年5月1日現在）

3 放課後児童クラブ等における現状

(1) 放課後児童クラブの登録児童数

放課後児童クラブの登録児童数をみると、登録児童数は年々増加しています。

【放課後児童クラブの登録児童数】



資料：児童福祉課（各年4月1日現在）



(2) 学年別クラブ別の内訳

学年別入会児童数をみると、低学年の利用が多くなっています。

【学年別クラブ別の内訳】

単位：人

クラブ名	入会児童数						
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
佐屋児童クラブ	30	36	39	31	13	10	159
ふれあい館児童クラブ	17	14	11	6	9	5	62
佐屋西児童クラブ	25	15	14	12	8	3	77
市江児童クラブ	21	9	18	6	9	9	72
永和児童クラブ	24	22	17	18	14	3	98
立田南部児童クラブ	14	15	15	13	4	3	64
立田北部児童クラブ	13	7	10	6	8	3	47
開治児童クラブ	9	5	7	1	4	0	26
八輪児童クラブ	7	4	6	8	6	1	32
勝幡児童クラブ	18	14	12	8	7	0	59
児童クラブピボ	0	1	0	2	1	0	4
草平児童クラブ	17	28	21	17	11	8	102
町方児童クラブ	2	0	8	2	4	2	18
北河田児童クラブ	23	21	18	10	7	3	82
児童クラブれんこん村	3	5	2	5	3	1	19
YYS クラブ北河田	7	4	4	0	2	0	17
西川端児童クラブ	16	25	15	19	12	3	90
合 計	246	225	217	164	122	54	1,028

資料：児童福祉課（平成30年4月1日現在）

(3) 特別保育の実施状況

① 乳児保育

乳児保育は市内13園で実施しており、1歳の利用者が増加傾向にあります。

【乳児保育の利用状況】

単位：人

項目	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
実施園数	14	13	13	13	13
0歳	39	30	38	33	30
1歳	147	172	176	185	171
2歳	262	236	262	272	241

資料：児童福祉課

4 アンケート調査結果からみた現状

(1) 調査概要

① 調査の目的

子ども・子育て支援法第61条に基づく、令和2年度から令和6年度までの本計画を策定するにあたり、市民のニーズ調査を実施し、その集計及び分析をもとに、子ども・子育て支援事業計画策定の基礎資料となるデータの収集を行うことを目的に調査を行いました。

② 調査対象

- ・就学前児童：就学前児童の保護者から無作為抽出
- ・小学生：就学児童の保護者から無作為抽出

③ 調査期間

平成30年10月30日～平成30年11月26日

④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

	単位	就学前児童	小学生
配布数	通	1,500	1,500
有効回答数	通	708	747
有効回収率	%	47.2	49.8

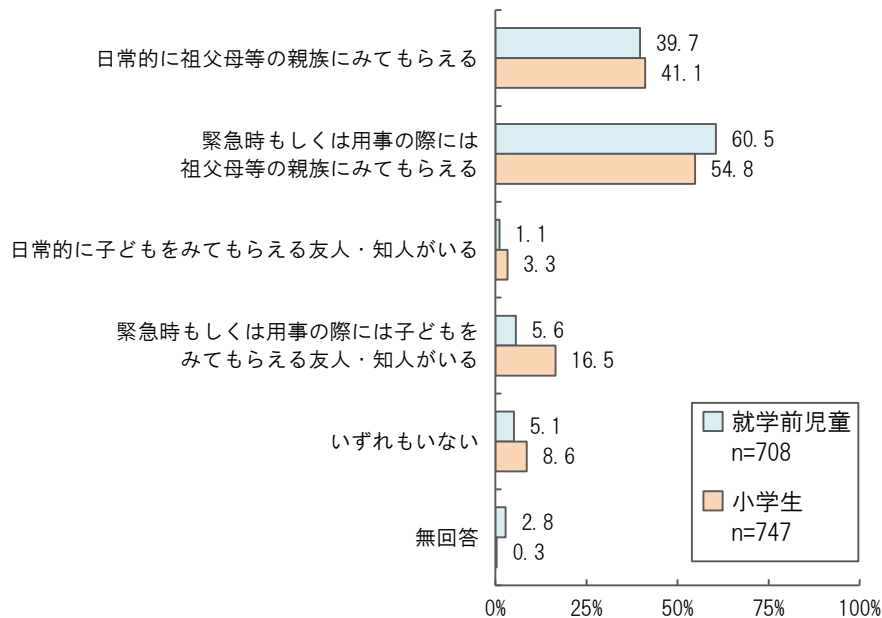


(2) お子さんをご家族の状況について

① 子どもをみてもらえる親族・知人

- ・就学前児童では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が60.5%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が39.7%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が5.6%となっています。
- ・小学生も同様に、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が54.8%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が41.1%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が16.5%となっています。

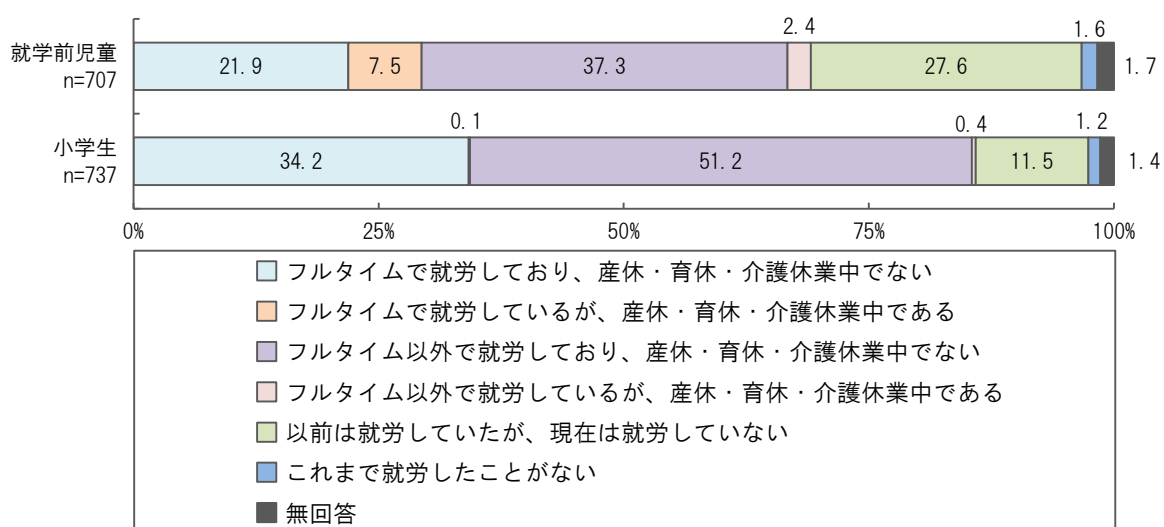
【親族・知人等協力者の状況】



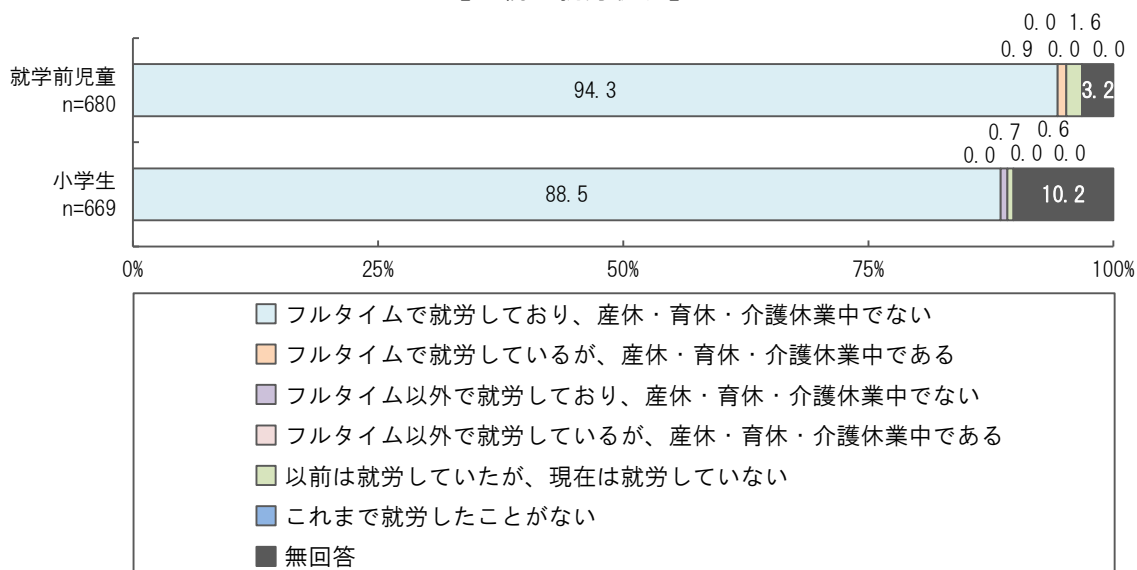
② 母親と父親の就労状況

- 母親の就労状況をみると、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労している」「フルタイム以外で就労している」を合わせた現在就労している方（休業中を含む）の割合は、就学前児童69.1%、小学生85.9%となっています。そのうち産休・育休・介護休業を取得中の方の割合は、就学前児童9.9%、小学生0.5%となっています。
- 父親は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が就学前児童94.3%、小学生88.5%となっています。

【母親の就労状況】



【父親の就労状況】



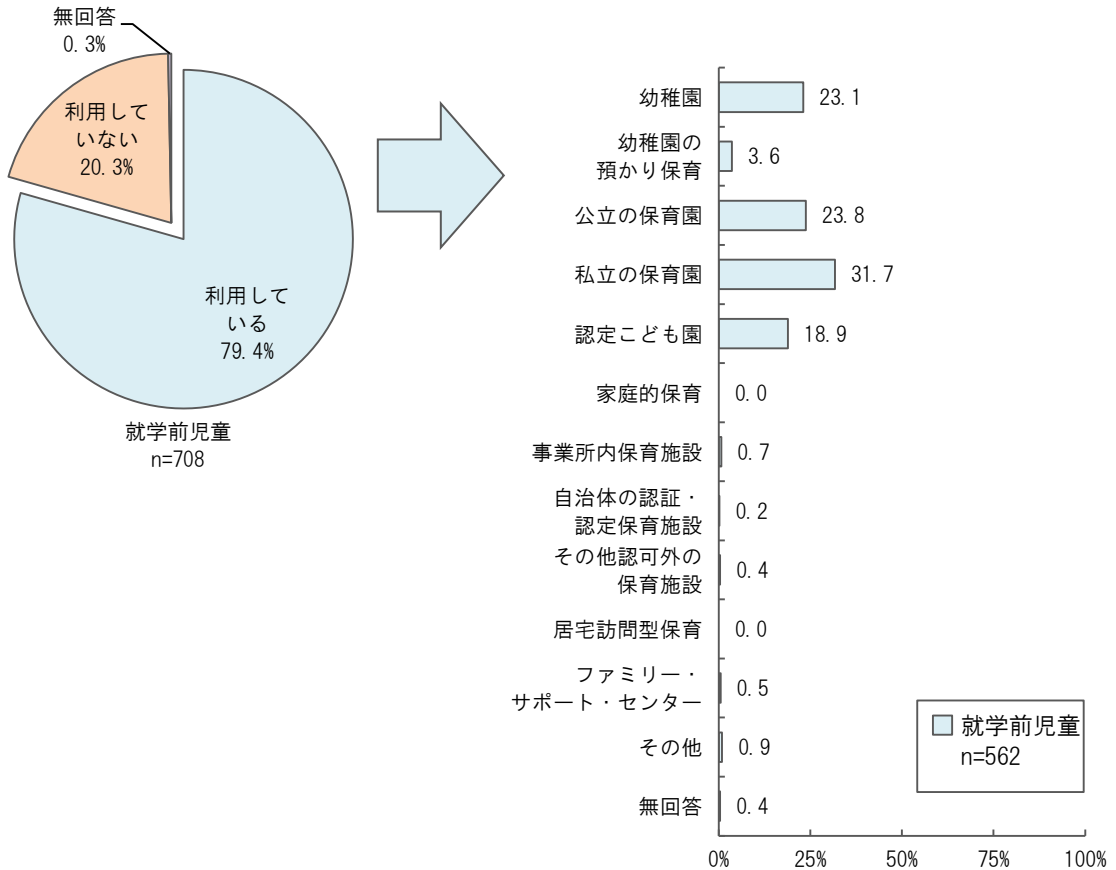


(3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日利用している教育・保育事業

- 幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育の事業」を利用している割合は全体で79.4%となっています。その内訳は「私立の保育園」が31.7%と最も高く、次いで「公立の保育園」が23.8%、「幼稚園」が23.1%となっています。

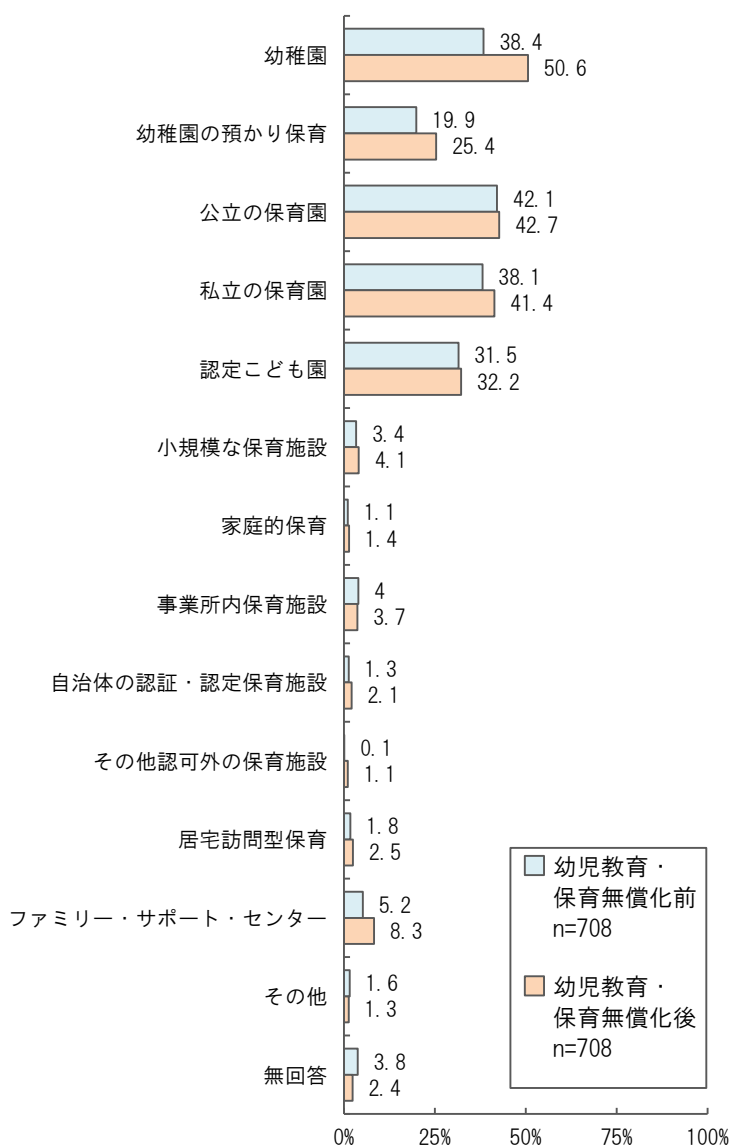
【平日利用している教育・保育事業】



② 平日利用したい教育・保育事業

- ・現在、利用している、利用していないにかかわらず、幼児教育・保育が無償化前のお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業については、「公立の保育園」の割合が42.1%と最も高く、次いで「幼稚園」が38.4%、「私立の保育園」が38.1%となっています。
- ・幼児教育・保育が無償化となった場合、「定期的に」利用したいと考える事業については、「幼稚園」の割合が50.6%と最も高く、次いで「公立の保育園」が42.7%、「私立の保育園」が41.4%となっています。

【平日利用したい教育・保育事業（就学前児童のみ）】



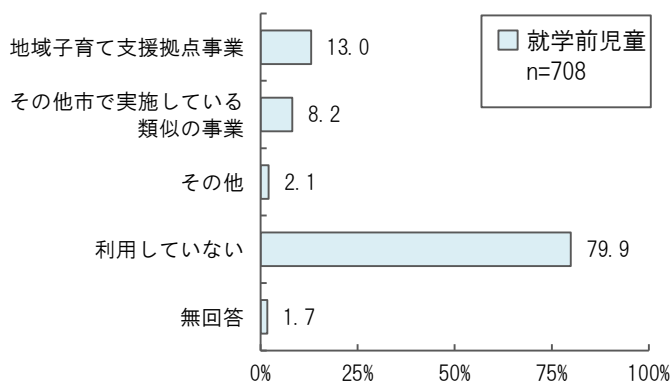


(4) 地域の子育て支援事業の利用状況について

① 地域子育て支援拠点事業※の利用状況

- 地域子育て支援拠点事業を利用しているかについて、「利用していない」の割合が79.9%と最も高く、次いで、「地域子育て支援拠点事業」が13.0%となっています。

【地域子育て支援拠点事業の利用状況】

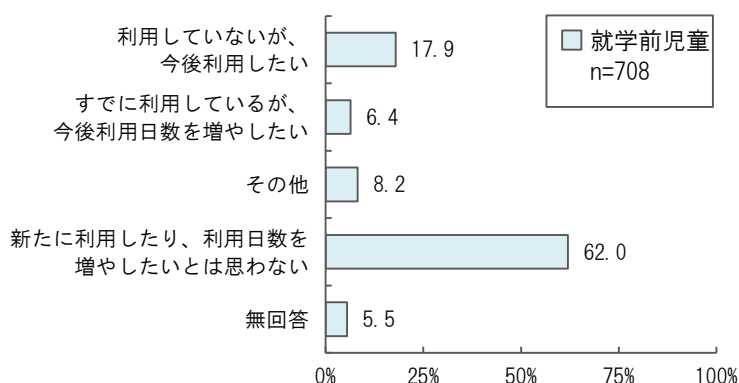


※「地域子育て支援拠点事業」・・・子育て支援センターの乳幼児対象事業や保育園で実施しているひろば事業、子育て相談事業です。

② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

- 地域子育て支援拠点事業について、「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいとは思わない」の割合が62.0%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が17.9%となっています。

【地域子育て支援拠点事業の利用希望】



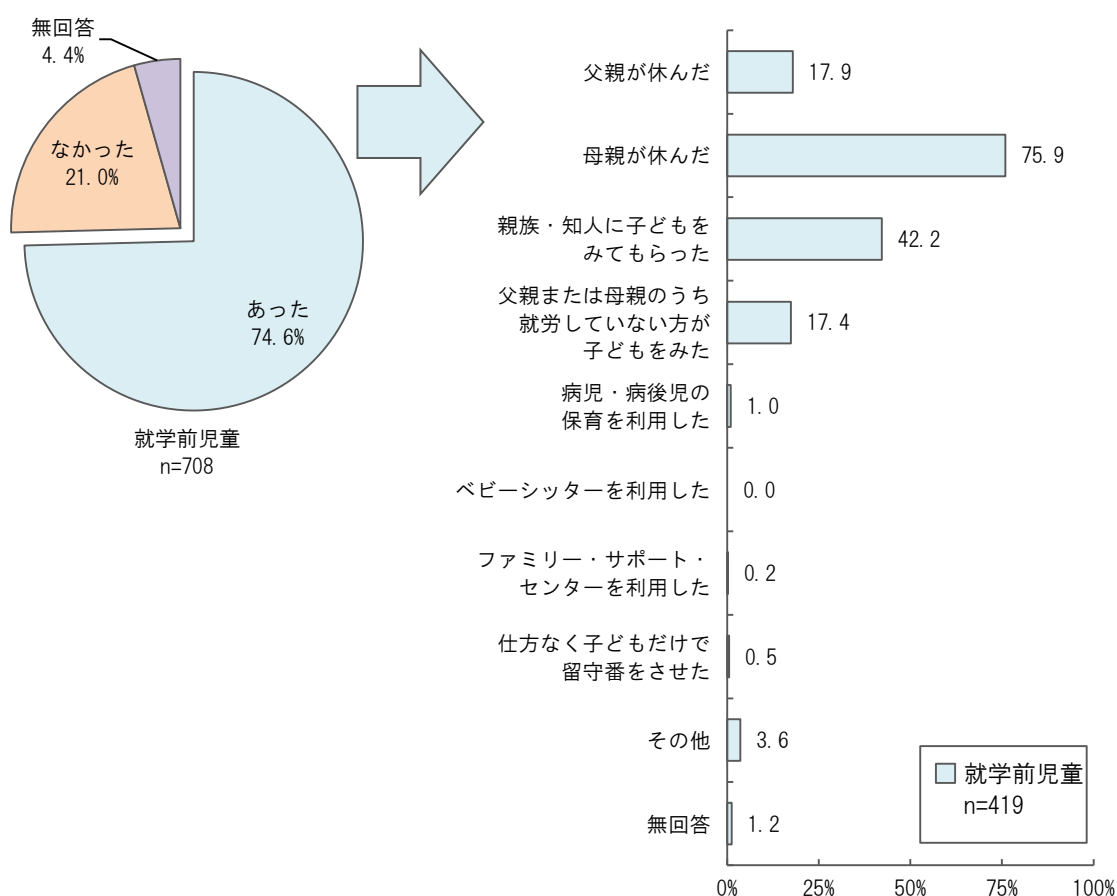


(5) 一時預かり等の短時間サービスについて

① 病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと、その主な対処方法

- 1年間に、お子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことが「あった」の割合は全体で74.6%となっています。
- 上記における対処方法として、「母親が休んだ」の割合が75.9%と最も高く、次いで、「親族・知人に子どもをみてもらった」が42.2%、「父親が休んだ」が17.9%となっています。

【病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと、その主な対処方法】

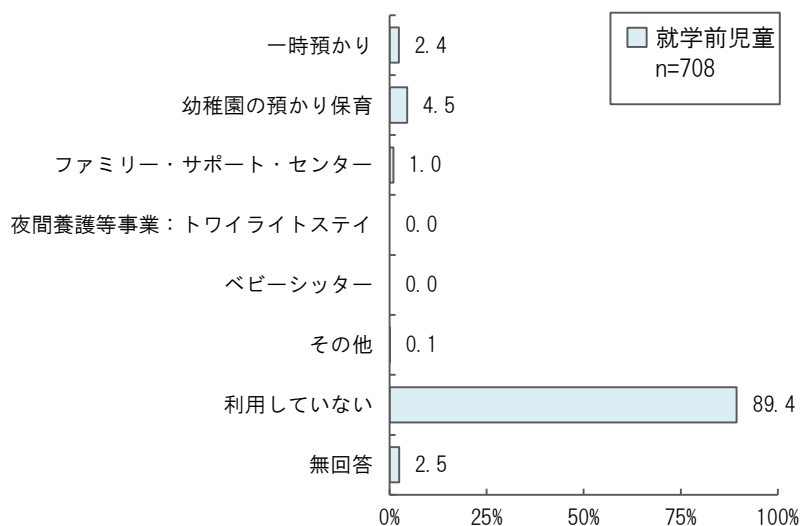




② 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用状況

- 日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はあるかについて、「利用していない」の割合が89.4%と最も高くなっています。

【不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用状況】



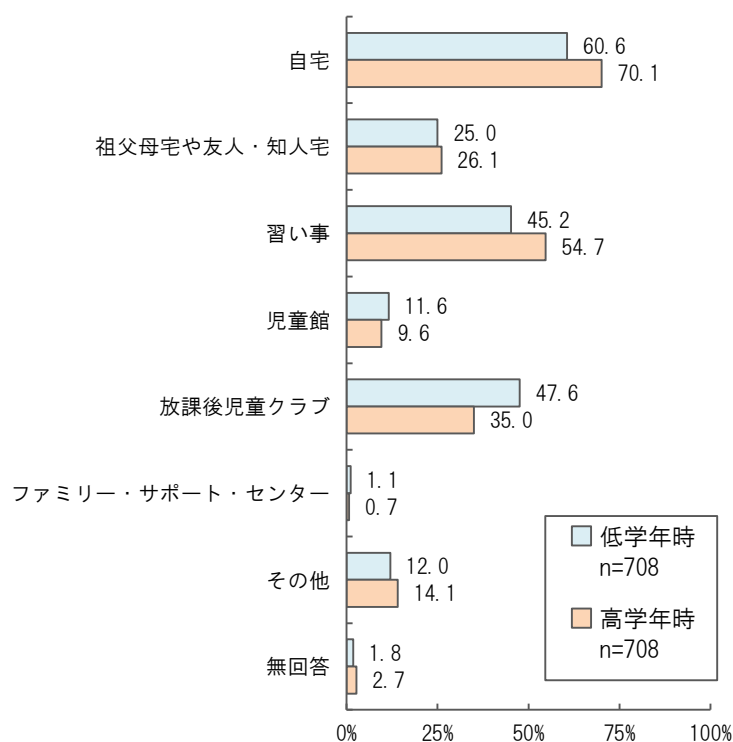


(6) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

① 放課後の過ごし方の希望（就学前児童保護者）

- お子さんについて、小学校にあがってからの放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、低学年（1～3年生）では、「自宅」の割合が60.6%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ」が47.6%、「習い事」が45.2%となっています。
- 高学年（4～6年生）では、「自宅」の割合が70.1%と最も高く、次いで「習い事」が54.7%、「放課後児童クラブ」が35.0%となっています。

【放課後の過ごし方の希望（就学前児童のみ）】

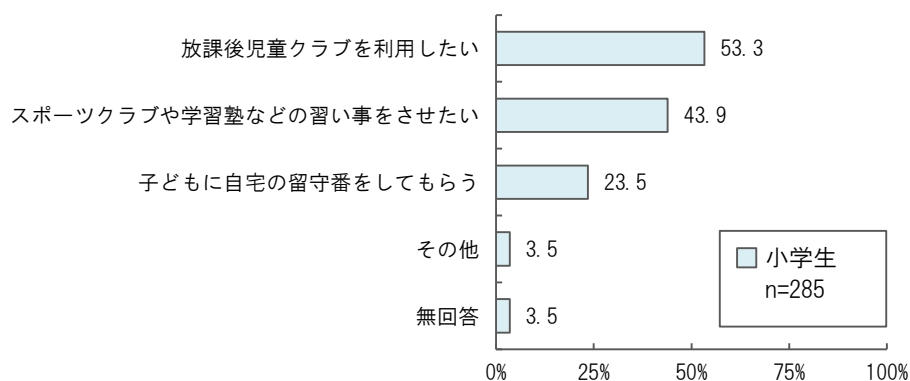




② 放課後の過ごし方の希望（小学生保護者）

- 現在、放課後児童クラブを利用しているお子さんについて、今後の放課後の過ごし方に関する希望をみると、「放課後児童クラブを利用したい」の割合が53.3%と最も高く、次いで「スポーツクラブや学習塾などの習い事をさせたい」が43.9%となっています。

【放課後の過ごし方の希望（小学生のみ）】

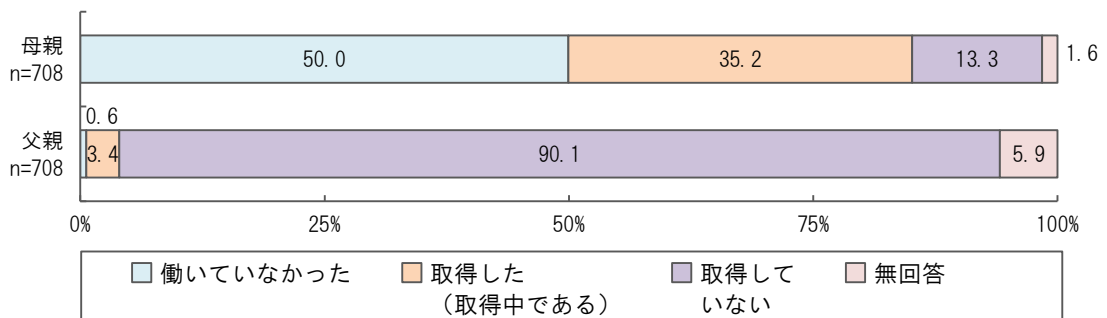


(7) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

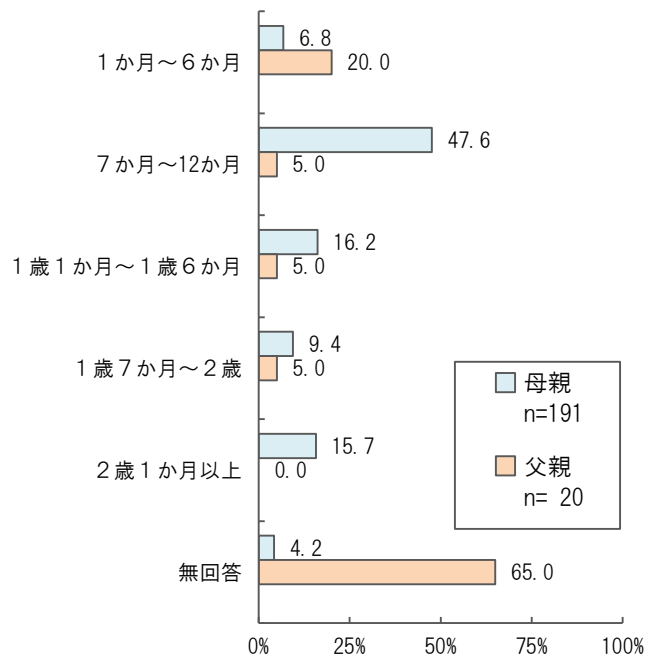
① 育児休業の取得状況と、育児休業の取得期間

- 「取得した（取得中である）」母親の割合は35.2%、父親は3.4%となっています。
- 母親の取得日数では、「7か月～12か月」の割合が47.6%と最も高くなっています。

【育児休業制度の取得状況（就学前児童のみ）】



【実際の育児休業制度の取得期間（就学前児童のみ）】

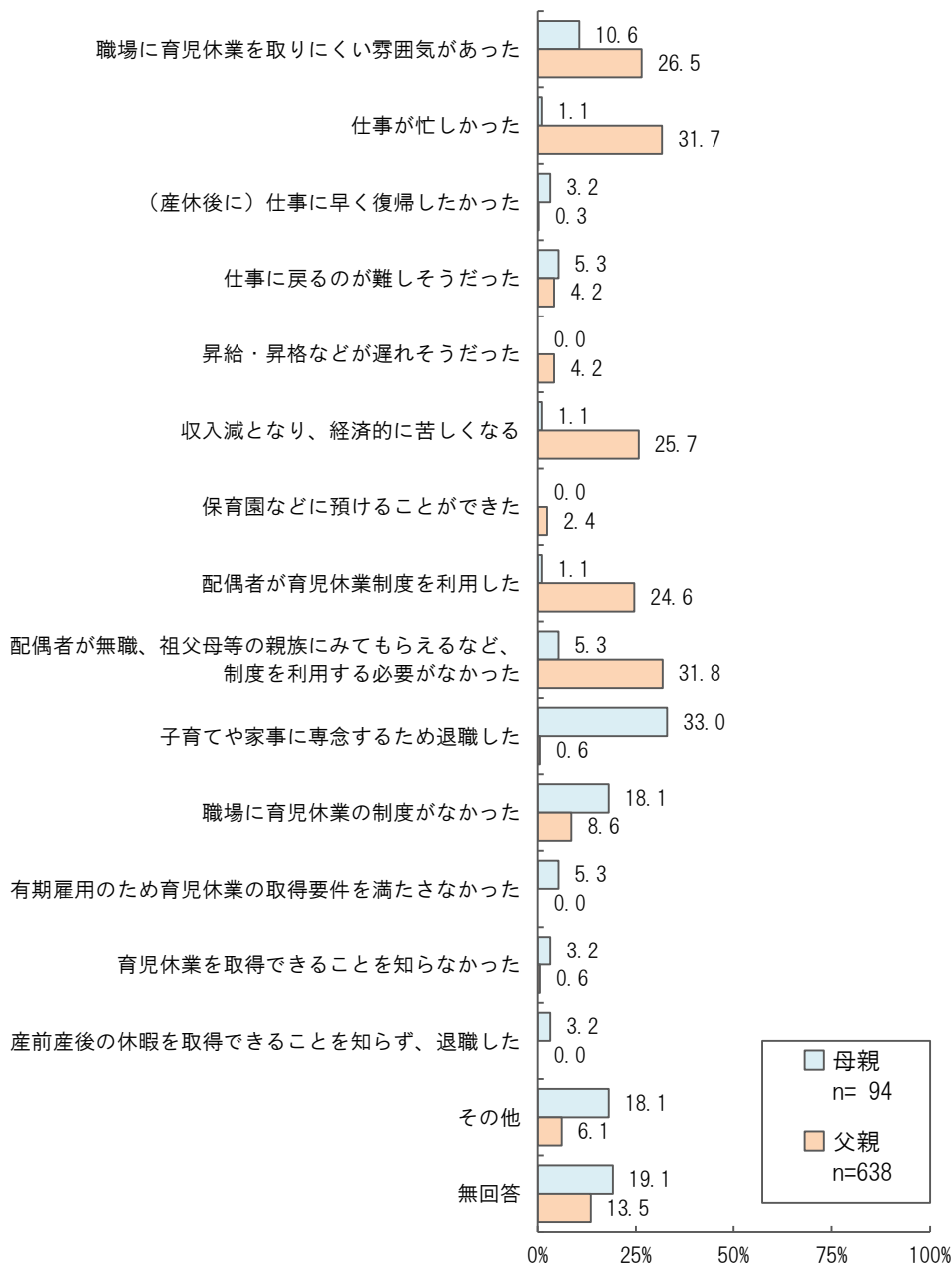




② 取得していない理由

- 育児休業を取得していない方の理由は、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が33.0%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった」が18.1%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が10.6%となっています。
- 父親では「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が31.8%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」が31.7%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が26.5%となっています。

【育児休業制度を取得していない理由（就学前児童のみ）】



5 子どもの貧困の状況

(1) 全国の子どもの貧困の状況

平成28年国民生活基礎調査によると、平成27年の全国の子どもの貧困率は13.9%と、およそ7人のうち1人の子どもが平均的な生活水準の半分(貧困線)に満たない状況にあります。

また、子どもがいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満)のうち、特に大人が1人の世帯の貧困率は50.8%と非常に高い状況です。

【全国の貧困率の推移】

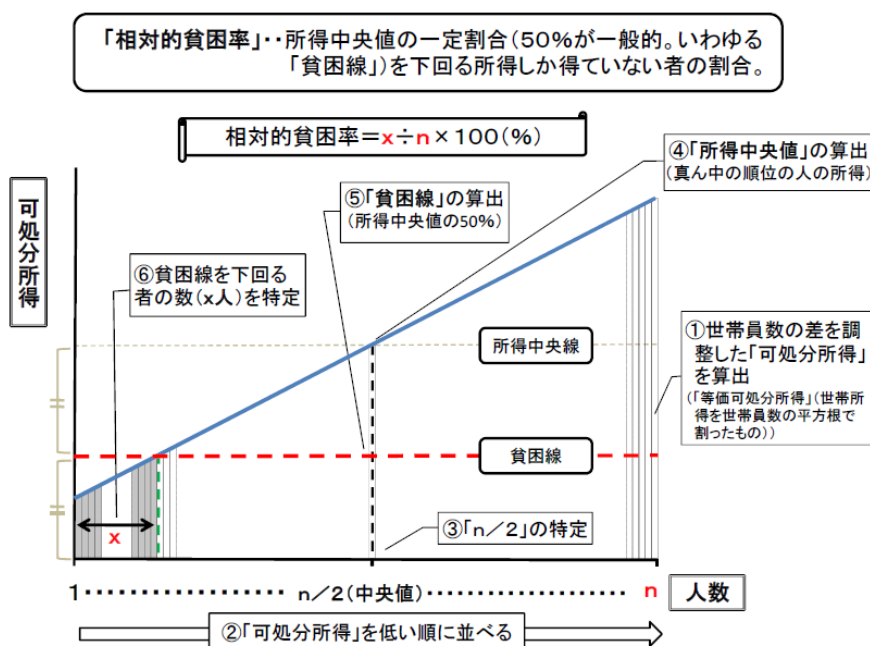
単位：%

	平成9年	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年
相対的貧困率※	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.6
子どもの貧困率	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9
子どもがいる現役世帯							
大人が1人	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8
大人が2人以上	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7
貧困線(万円)	149	137	130	127	125	122	122

資料：国民生活基礎調査

※相対的貧困率とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の貧困線(中央値の半分)に満たない世帯員の割合です。

【相対的貧困率の算出方法】

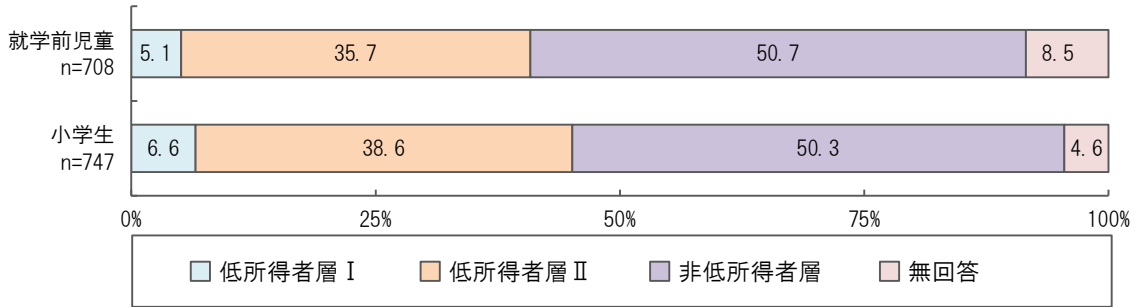




(2) 本市の子どもの貧困の状況

アンケートからみられる本市の子どもの貧困の状況をみると、平均的な生活水準の半分未満に該当する「低所得者層Ⅰ」世帯の割合は就学前児童が5.1%、小学生が6.6%となっています。また、平均的な生活水準は就学前児童246万円、小学生317万円となっています。

【子どもの貧困の状況】



※本調査における『低所得者層』と『非低所得者層』の区分については、アンケート内にある世帯収入の設問の選択肢における中間値を置換し、世帯人数の平方根で除した「等価世帯収入」を算出しました。そして、等価世帯収入について、有効回答者全体の中央値から50%未満の世帯を『低所得者層Ⅰ』、中央値から50%以上中央値未満の世帯を『低所得者層Ⅱ』、中央値以上の世帯を『非低所得者層』と分類しています。

国民生活基礎調査での貧困線とは算出基準が違うことから単純比較はできないため、本市独自の基準に基づき分析しています。

① 現在の暮らしの状況

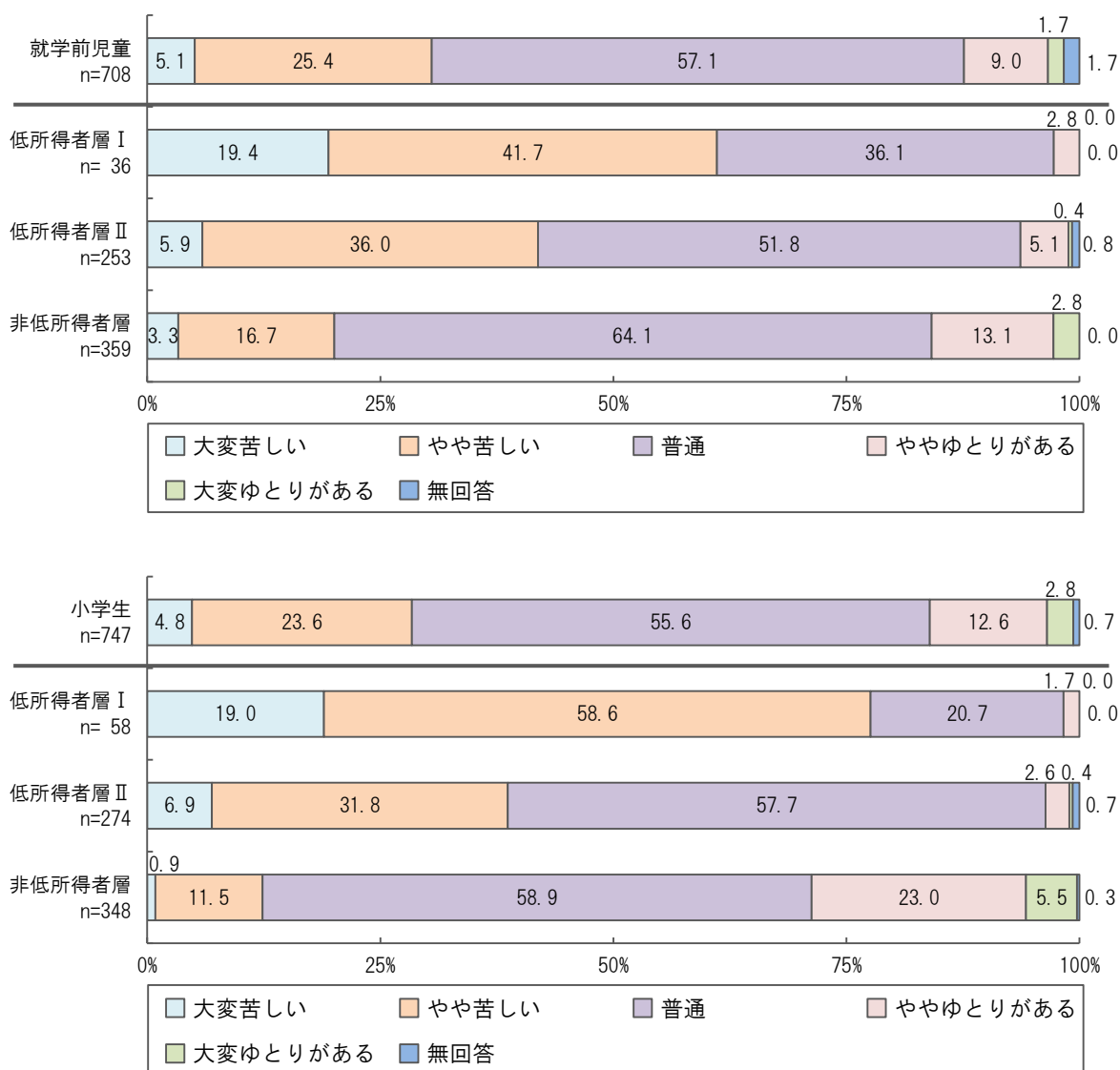
- ・就学前児童では、「普通」の割合が57.1%と最も高く、次いで「やや苦しい」が25.4%となっています。

所得層別にみると、低所得者層Ⅰでは「大変苦しい」の割合が他と比べて10ポイント以上高くなっています。

- ・小学生では、「普通」の割合が55.6%と最も高く、次いで「やや苦しい」が23.6%となっています。

所得層別にみると、低所得者層Ⅰでは「大変苦しい」の割合が他と比べて10ポイント以上高くなっています。

【現在の暮らしの状況】





② 経済的に食料が買えなかったこと

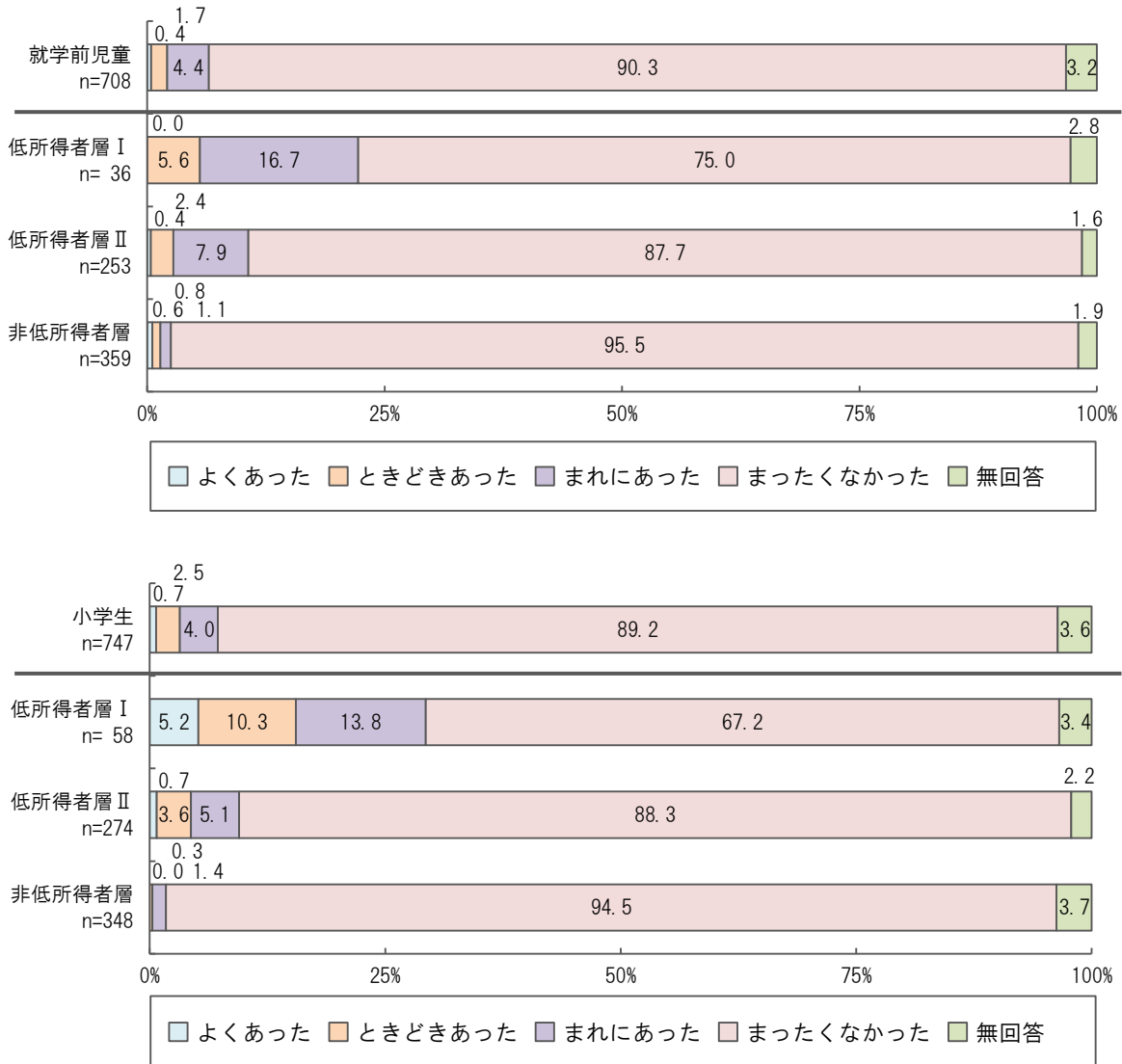
- ・就学前児童では、「まったくなかった」の割合が90.3%と最も高くなっています。

所得層別にみると、低所得者層Ⅰでは「まれにあった」の割合が非低所得者層と比べて10ポイント以上高くなっています。

- ・小学生も同様に、「まったくなかった」の割合が89.2%と最も高くなっています。

所得層別にみると、低所得者層Ⅰでは「ときどきあった」「まれにあった」の割合が非低所得者層と比べて10ポイント以上高くなっています。

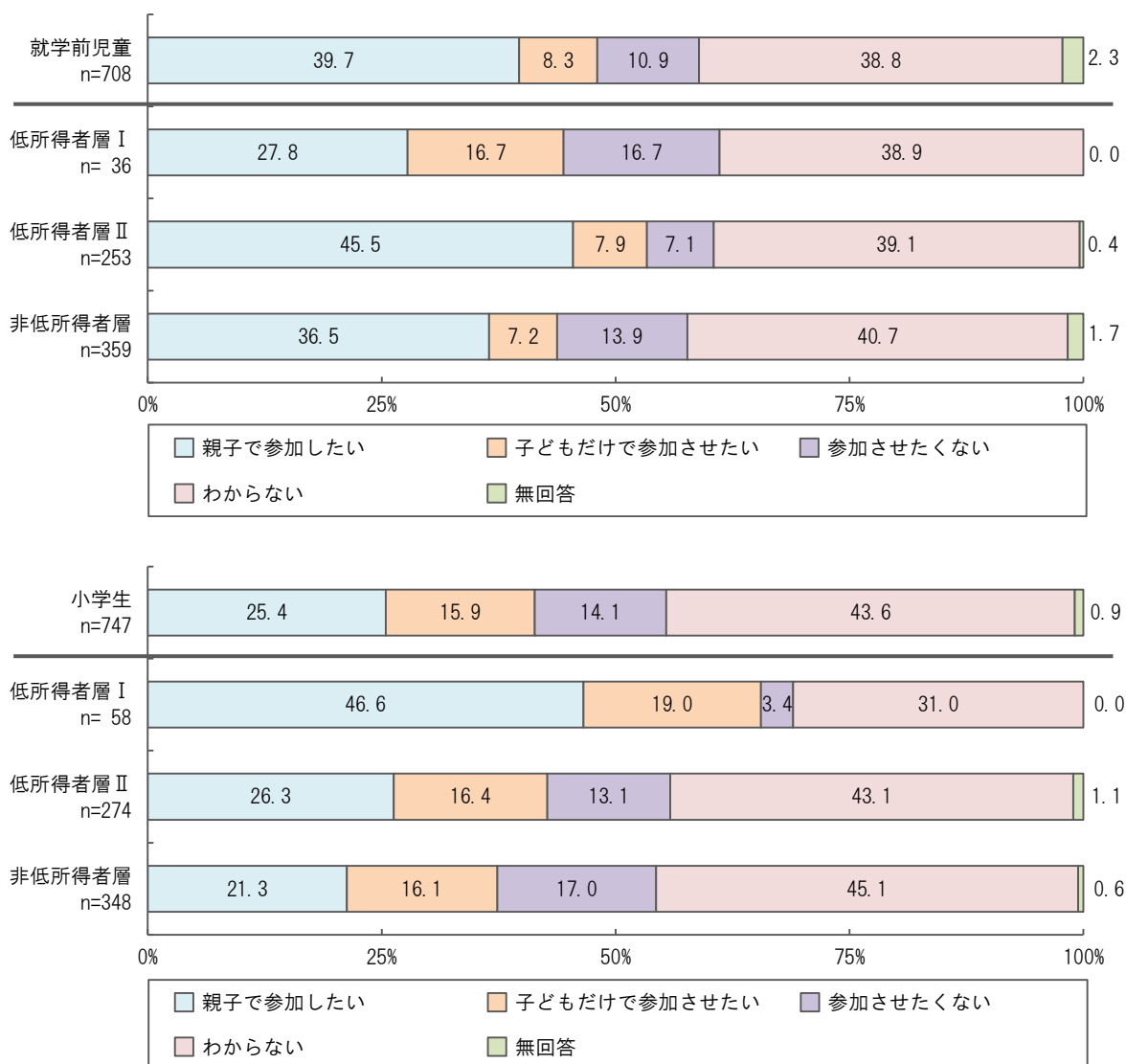
【経済的に食料が買えなかったこと】



③ 子ども食堂の利用希望

- ・就学前児童では、「親子で参加したい」の割合が39.7%と最も高く、次いで「わからない」が38.8%となっています。
所得層別にみると、低所得者層Ⅰでは「親子で参加したい」の割合が非低所得者層と比べて低い一方、「子どもだけで参加させたい」は10ポイント程度高くなっています。
- ・小学生では、「わからない」の割合が43.6%と最も高く、次いで「親子で参加したい」が25.4%となっています。
所得層別にみると、低所得者層Ⅰでは「親子で参加したい」の割合が非低所得者層と比べて20ポイント以上高くなっています。

【子ども食堂の利用希望】





④ 今後力を入れるべき子育て支援策

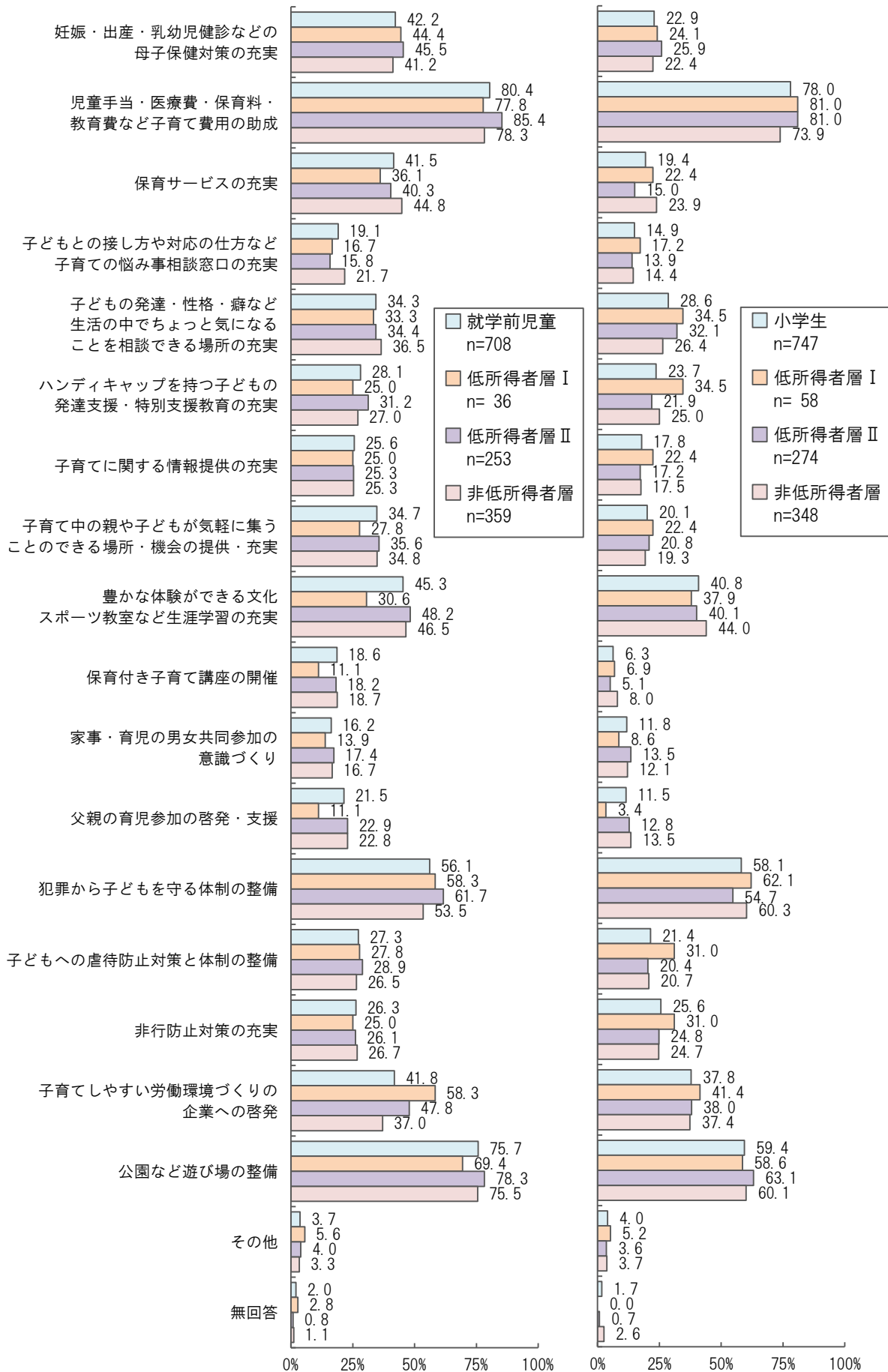
- 就学前児童では、「児童手当・医療費・保育料・教育費など子育て費用の助成」の割合が80.4%と最も高く、次いで「公園など遊び場の整備」が75.7%となっています。

所得層別にみると、低所得者層Ⅰでは「子育てしやすい労働環境づくりの企業への啓発」の割合が非低所得者層と比べて20ポイント以上高くなっています。

- 小学生も同様に、「児童手当・医療費・保育料・教育費など子育て費用の助成」のが78.0%と最も高く、次いで「公園など遊び場の整備」が59.4%となっています。

所得層別にみると、低所得者層Ⅰでは「子どもへの虐待防止対策と体制の整備」の割合が非低所得者層と比べて10ポイント以上高くなっています。

【今後力を入れるべき子育て支援策】





6 子ども・子育て支援事業計画の評価

愛西市子ども・子育て支援事業計画の取組について、施策別に進捗状況の評価をしました。

基本施策1 地域で子育てサービスを上手に活用できるまちづくり

「地域で子育てサービスを上手に活用できるまちづくり」を目指し、保育サービスや相談体制など各種サービスの充実を図るとともに、講座やイベントなどを開催し、子どもや保護者同士が情報交換や交流できる場の提供に努めてきました。

施策全体では、計画のとおり推進できた事業が約半数となっています。

「交流の場の充実」では、保護者同士の情報交換や交流の場として、児童館や子育て支援センター等で、さまざまなイベントを開催しました。また、園児以外の乳幼児にも、保育園や幼稚園で遊んでもらい、子ども・保護者の仲間づくりや交流の場として園庭の開放をしました。今後は、交流の場を開放するだけでなく、交流の場とするための働きかけも求められます。

また、「保育園等の施設の整備」では、多様なニーズに対応できる良好な保育環境づくりにつながるよう、「愛西市公立保育所の運営等に関する方針及び実施プラン」に基づき各施設の長寿命化や利活用の方針の検討、老朽化対策方針の検討を進める必要があります。

基本施策2 子育てと社会参加の両立ができるまちづくり

核家族化や就労形態の多様化などを背景に、「仕事と生活の調和」を目指し、一人ひとりが充実した生活を送れることが求められています。すべての働く親が男女関係なく、ゆとりをもって子育てできるよう、また、男女がともに子育てに参画し、子育ての大切さや楽しさを理解できるよう啓発を進めてきました。

施策全体では、ある程度推進できた事業が大半となっています。

「男性が参加しやすい教室の充実や地域活動への参加の推進」では、ママパパ教室の出産・育児編の開催日を平日・日曜の半々としたり、子育て中の父親から話を聞く機会を設けるなど、開催日やプログラムの内容の工夫を図っています。今後は、より男性が参加しやすく、父親としての役割が理解できるような教室運営を検討することが求められます。

また、男女がともに子育てと仕事が両立できるよう、育児休業制度の普及・定着を促進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの啓発や再就職の支援の充実に努める必要があります。

基本施策3 妊娠・出産から生涯にわたって元気に暮らせるまちづくり

核家族化や地域コミュニティの希薄化を背景に、妊娠・出産・育児に対する母親の不安や悩みは多岐にわたります。そのため、経済的な支援や正しい知識の普及、保護者自身と子どもの健康増進などに加え、保護者同士が交流できる場を提供し、一人で悩むことなく安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう取り組んできました。

施策全体では、計画のとおり推進できた事業が約半数となっています。

「交流や仲間づくりの支援」では、ぴよぴよサロンやすくすくひろばを実施し、母親同士の交流や仲間づくりに努めていますが、交流や仲間づくりを進めるためには、継続して通える場所での支援が求められます。

また、「相談体制の充実」では、母子健康手帳交付者に対して個別面接を行うなど、個々のニーズに対応した情報提供に努めています。

今後も、妊娠期からの切れ目ない支援により、妊娠期間を健やかに過ごすとともに、出産後も育児不安の解消に向けた予防的支援を行い、安心して子育てができる環境づくりに努めていく必要があります。

基本施策4 子どもや若者がいきいきできるまちづくり

子どもたちがいきいきと自分の力で生きていくために、地域との関わりの中で、自ら学び考える力を養っていけるよう環境を整備してきました。

施策全体では、ある程度推進できた事業が大半となっています。

「児童・生徒の福祉活動の推進」では、市内の小中学校を対象に特別支援学校や高齢者福祉施設等との交流など、小さいころから福祉に関する理解を深めるための活動を推進してきました。引き続き、交流等を通して障害のある人などに対する正しい知識をもてるよう福祉活動を推進していくことが求められます。

また、「児童館の特色づくり」では、それぞれの年齢に合わせたイベントを実施し、周知に努めてきましたが、身近な人との交流の場として利用しやすい環境づくりを進めていく必要があります。



基本施策5 子どもたちが守られ、安全なまちづくり

子どもや子育て家庭が地域で安心して生活できるよう、公共施設等の整備を進め、安心して子どもを連れて外出できる環境づくりに努めてきました。また、地域における防犯対策の推進など、地域が一体となって子どもを見守る環境を整えてきました。

施策全体では、ある程度推進できた事業が半数以上となっています。

「子どもの交通安全教育の推進」では、通学路の安全点検や小学校ごとに年1回交通安全教育を実施しています。

また、「防犯環境の整備と意識の高揚」では、新入学児童に対して防犯ブザーを配布したり、各町内より設置申請を受けた危険箇所に対して防犯灯を設置しました。引き続き、防犯環境を整備するとともに、子どもたちが日常生活の中で交通安全のルールや防犯意識を身に付け、犯罪などに巻き込まれない力を培うことができる活動を進めていく必要があります。

基本施策6 子どもの個性や権利が尊重されるまちづくり

ひとり親家庭、発達障害をはじめとした障害の多様化・複雑化、生活困窮世帯など、個々の家庭や子どもの状況に応じた配慮や支援が必要な家庭が増加しています。すべての住民が子どもの人権について理解を深め、尊重できるような啓発に努めてきました。また、すべての子どもが地域でいきいきと暮らすことができるよう、個々の状況に応じた支援を行ってきました。

施策全体では、ある程度推進できた事業が大半となっています。

「児童の権利と主体性の尊重」では、すべての小学校において「二分の一成人式」を行い、児童の主体性を尊重するとともに、心の健康づくりの充実を図りました。

また、「早期発見・早期対応」では、虐待の疑いや家庭状況等において気になる子どもがいる場合は、各関係機関より児童福祉課へ連絡するよう情報収集に努めています。引き続き、児童虐待防止に向けた通報・相談体制や関係機関と連携体制の構築に努めるとともに、虐待の予防、早期発見・早期対応に向けた取組をさらに推進していく必要があります。

7 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

子どもをめぐる現状やアンケート調査の結果などから、子ども・子育て支援施策の充実に向けて、以下のような課題が考えられます。

1 ニーズの変化をとらえた幼児期の教育・保育の提供

これまで本市では、核家族化、高まる就労意向、ひとり親世帯の増加などの子育て環境の変化をとらえ、「子どもを預けたい」という保護者のニーズに応えることができるよう、子育て支援サービスの充実を図ってきました。

平成30年に実施したアンケート調査において、就労を希望する母親は増加しており、それにともない教育・保育事業の利用割合が増加しています。今後は「働き方改革」などの国の取組により、就労形態の多様化、母親の就労率もさらに上昇していくことが予想されます。また、児童手当や医療費、保育料、教育費などの子育てにかかる費用の負担軽減に対する要望が高まっています。加えて、幼児教育・保育の無償化については、無償化前と後では保護者が利用を希望する教育・保育事業にも変化がみられ、今後、幼児期の教育・保育への期待はより一層高まっていくことが予想されます。

子育て環境が変化する中で、今後保護者のニーズが多様化していくことが考えられるため、変化するニーズをとらえた事業体制の検討や多様な保育サービスの充実が求められます。

2 放課後の子どもの居場所の充実

本市では、共働き家庭やひとり親家庭が増加する中で、小学校1年生～6年生を対象に、家庭に代わる生活の場として、放課後児童クラブの充実を図ってきました。

放課後児童クラブの登録児童数は年々増加しており、また、アンケート調査では、放課後児童クラブ利用者のうち、小学校6年生まで利用したい人が約7割いることから、今後も需要は高まっていくことが予想されます。

また、アンケート調査では放課後児童クラブ以外においても、「子どもの居場所」として、公園などの遊び場の整備に対する要望も高まっています。

放課後児童クラブでの支援拡大の検討や、子どもたちが楽しく、安全に過ごせる居場所づくりの充実を図ることが必要です。



3 子どもの育ちと子育てへの切れ目のない支援の展開

アンケート結果をみると、就学前児童・小学生ともに子どもをみてもらえる環境にない方や気軽に相談できる人がいない方が1割弱いる状況となっています。また、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して総合的な相談窓口の機能をもつ子育て世代包括支援センターの認知度は約2割と低い状況です。

多様化・複雑化する子育て問題に対して、妊娠期から切れ目のない支援を行い、相談にきめ細かい対応ができるよう、地域における子育て親子に寄り添うことができる事業の充実が求められています。

4 安心して子どもが暮らせるまちづくりの推進

子どもたちが事故に遭わないよう通学路の安全点検を実施するとともに、公共施設におけるバリアフリー化をはじめ、公共交通機関に対する働きかけを通じてバリアフリー化を推進し、安心して外出できる生活環境の整備に努めてきました。

アンケート結果では、今後力を入れていくべき子育て支援策として、就学前児童・小学生ともに約6割の方が「犯罪から子どもを守る体制の整備」と回答しています。

今後も犯罪から子どもを守る体制の整備を図るとともに、子どもの健やかな成長に資する環境の整備が求められています。

5 配慮を必要とする子ども・家庭への支援の充実

保育園や認定こども園、学校等において、発達障害などの配慮を必要とする子どもが増加傾向にあります。

アンケート結果では、今後力を入れていくべき子育て支援策として、就学前児童・小学生ともに約2～3割の方が「ハンディキャップを持つ子どもの発達支援・特別支援教育の充実」「子どもへの虐待防止対策と体制の整備」と回答しています。

障害のある子どもや児童虐待、子どもの貧困など、社会的な援助を必要とする子ども・家庭を取り巻くさまざまな課題に対して、個々の状況に応じた支援が求められています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市の子ども・子育て支援施策の推進にあたり、目指すべき基本理念を次のとおり掲げます。

元気な子どもと地域を
みんなで一緒に育むまち 愛西

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、社会の発展に欠かすことができません。そのためにも、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもとともに、親も親として成長していくことが大切です。

また、人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、親や家庭が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、社会全体が積極的に子育てに関わりを持ち、次代を担う子どもの健全育成を図ることが、まちの成長につながります。

愛西市らしい個性と魅力、にぎわいと活気を生み出し、すべての市民が心から「住んでよかった」、「住み続けたい」と思い、第1期計画を継承し、基本理念「元気な子どもと地域をみんなで一緒に育むまち 愛西」を実現できるよう、子育て支援の施策を推進します。



2 基本目標

基本理念を実現するために、第1期計画の3項目の基本目標を踏襲し、総合的に施策を推進します。

基本目標1 子どもが元気に育つ環境づくり

妊娠・出産・子育て・保育などの、子どもの成長段階に応じた相談体制や、情報提供の充実を図り、子どもの発育・発達への支援に取り組みます。

また、障害のある子どもが必要とするニーズへの対応を図り、身近な地域で安心して生活できるように支援します。

安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。健やかな子どもを生き育てることができるように、安全で快適な妊娠・出産環境を確保するとともに、乳幼児期から思春期までの子どもの健やかな発育・発達を支えるための保健体制、子ども医療の充実を目指します。

基本目標2 元気な地域が、家庭と子どもを支える環境づくり

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

そのため、保護者の就労状況や家庭の状況、その他の事情に関わらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境づくりを進めます。

また、子育てにやさしく、心豊かに、安全・安心に過ごせるよう、交通安全や治安の向上を図るとともに、子育て家庭が安心してまちに出かけられるよう、子育て家庭への配慮に努めます。

基本目標3 子どもや若者と一緒に築く元気な地域づくり

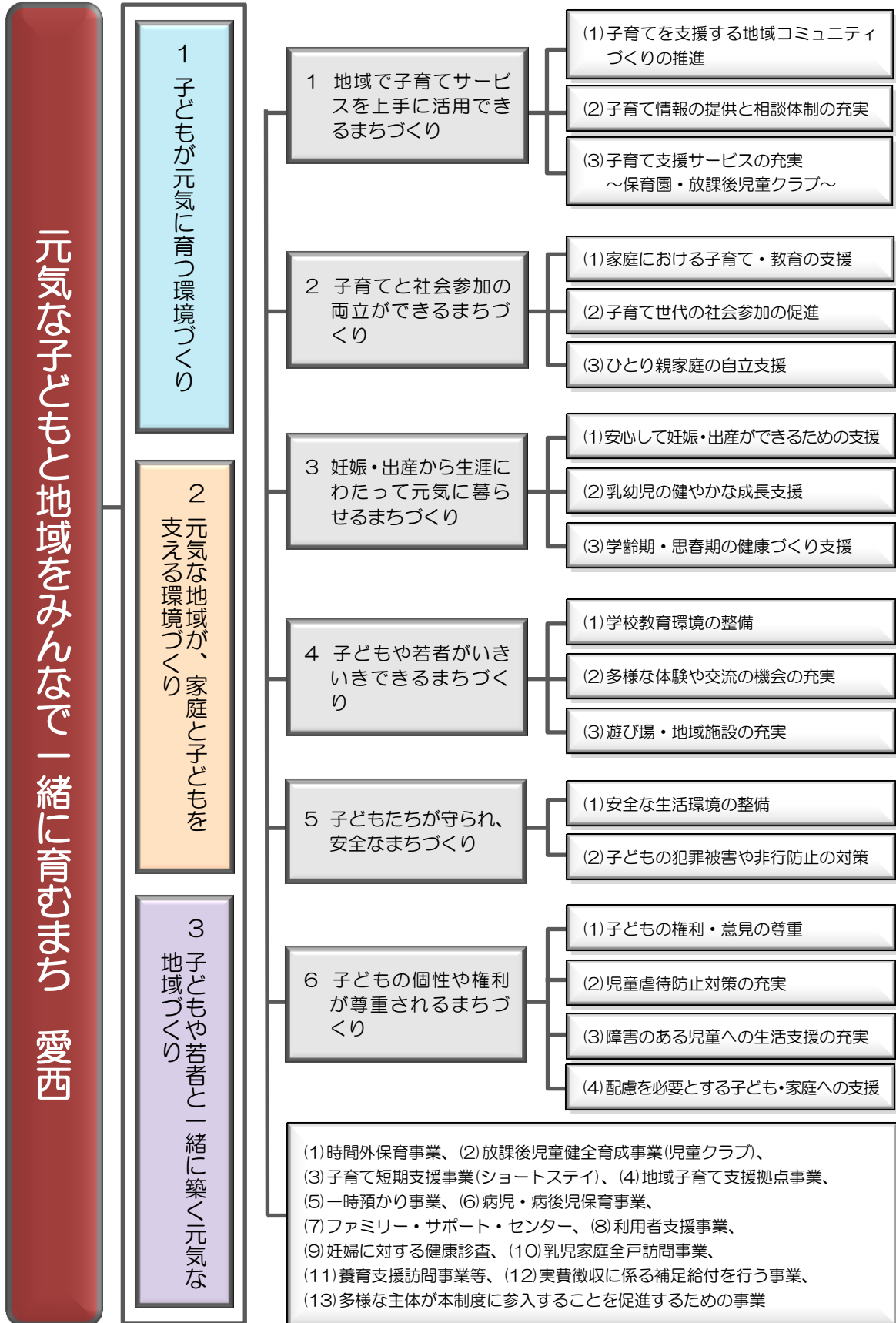
子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように、すべての子どもの基本的人権が尊重される環境を整備します。また、家庭、学校・幼稚園・保育園等、地域が一体となって、子ども自らの力を培い、伸ばし、支えていく教育・保育環境づくりを推進するとともに、次代を担う若者が子どもを生き育てる喜びや楽しさを理解できるような取組を推進します。

3 施策の体系

【基本理念】【基本目標】

【基本施策】

【施策の方向】





第4章 子育て支援施策の展開

1 地域で子育てサービスを上手に活用できるまちづくり

近年、核家族化や都市化が急速に進行しており、地域におけるつながりが希薄化しています。また、身近に相談できる人、協力・支援できる人が少なくなったことから、育児の孤立化等が進み、保護者の育児負担が増えてきています。

こうした保護者の不安や負担感を解消し、安心して子育てができるような家庭環境を築くためには、すべての子育て家庭に対して、さまざまな子育て支援サービスの提供や情報提供を行うことが求められます。特に、女性の社会進出が増加しているため、子育て家庭が安心して働くことができる社会環境の整備や保護者のニーズに対応したサービスの充実に努めます。

(1) 子育てを支援する地域コミュニティづくりの推進

No	事業名	事業内容
1	ファミリー・サポート・センターの充実	ファミリー・サポート・センターは、保育園等への送迎や一時的な預かり等、育児の援助を受けたい「依頼会員」に、援助を行いたい「提供会員」を紹介し、地域で相互に子育てを支援する会員制組織です。 「依頼会員」「提供会員」の会員数の拡大を図るとともに、会員の方が安心して育児の相互援助を行えるよう育児に関する知識や技術を身につけるための研修会を開催します。
2	自主活動グループ・子育て交流活動の支援	身近な地域で、保護者同士が主体的に自主グループや交流の場をつくり、育児不安の解消やよりよい親子関係が保たれるよう、児童館や子育て支援センターでのイベント、活動場所の提供、支援講座の充実などにより、子育てグループの育成を図ります。
3	子育て各時期での交流機会の充実	妊娠期、出産期、乳児期、幼児期、学齢期など、子育て各時期の親子が同じ世代の親子と交流が図れるよう子どもや子育てに関する講座やイベントの充実を図ります。
4	交流の場の充実 ～子育て支援センター・保育園や幼稚園の園庭開放～	保護者同士の情報交換や交流の場として、昼間の一定時間、子育て支援センター等の室内を開放し、手遊びや絵本の読み聞かせなどを行います。 また、園児以外の乳幼児にも、保育園や幼稚園で遊んでもらい、子ども・保護者の仲間づくりや園庭を開放するとともに、交流の場とするための働きかけをします。
5	子育て家庭優待事業の推進	妊娠中や18歳未満の子どものいる子育て家庭を対象に「はぐみんカード」を配布し、県内の協賛店舗・施設が独自に設定するさまざまな優待が受けられるサービスを愛知県と協働で進めていきます。
6	地域福祉計画の推進	行政サービスや地域の支え合いなど、行政と市民の協働により誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる社会を目指すため、社会福祉法に基づく地域福祉計画を推進します。

(2) 子育て情報の提供と相談体制の充実

No	事業名	事業内容
1	子育て支援事業の充実	子育て世代包括支援センター、保健センター、児童館、子育て支援センター等関係機関において、子育てに関する相談や情報提供、子育てサークル・子育てボランティアの育成・支援等を行います。
2	家庭児童相談室の充実	面接や電話による「家庭児童相談室」の周知と活用を促進します。また、虐待等の深刻な悩みに対応できるよう愛知県の相談機関等との連携を強化しながら、相談体制の充実を図ります。
3	療育・発達相談体制の充実	親の不安を少しでもなくし、適切な訓練・指導に結びつくような相談の実施に努めます。
4	いじめ・不登校などの相談体制の充実	いじめや不登校、非行に関する相談、養育上の悩みや虐待等に関する相談等、子どもに関するさまざまな相談に応じている愛知県海部児童・障害者相談センター、愛知県教育スポーツ振興財団、愛知県家庭教育コーディネーター等との連携の強化を図ります。
5	児童委員の相談体制の強化	市民が児童委員（民生委員）に相談をしやすい関係を持てるよう、児童委員の役割の周知や地域への積極的な関わりを促進します。
6	子育て情報に関する広報・ホームページ等の充実	子育て家庭への情報提供だけでなく、一般市民への情報提供により、市民と子どもとの交流活動を促進するため、広報やホームページ、子育てアプリなどを活用し、子育てに関する情報提供の充実を図ります。
7	子育てガイドブック・マップの充実	子育て支援施策や、子育てに関わる施設等を総合的に紹介した子育てガイドブック・マップの掲載内容の充実を図ります。

(3) 子育て支援サービスの充実 ～保育園・放課後児童クラブ～

No	事業名	事業内容
1	低年齢児保育の充実	産休明けや育児休業明けの年度途中入園を含め、低年齢児の保育園での受け入れ希望に対応するためには、入園児1人に対し必要な保育士数が多くなるため、受け入れ可能な人員体制や保育施設の確保に努めます。
2	時間外保育事業の実施	保育園、認定こども園で延長保育を実施しています。補助金制度を活用し積極的に延長保育の実施を求めたことにより、対象施設は年々増加しています。
3	一時預かり体制の整備・充実	一時預かりのニーズに対応するため、公立保育園等での一時預かり事業の充実を図ります。また、ファミリー・サポート・センター事業等でも対応しています。
4	多様な保育サービスの検討	子ども・子育て支援新制度のニーズ調査に基づいたニーズに対して、認定こども園への移行を含め、ファミリー・サポート・センターも活用しながら進めていきます。
5	きめ細かい保育の推進	保育指針に基づき、一人ひとりの発達状況や個性に応じた保育及び発達障害やアレルギーへの対応を推進します。また、多様な遊びの体験など、子どもにとって楽しい保育の場を提供します。



No	事業名	事業内容
6	保育サービスの資質の向上	保育士の各種研修や交流機会などを充実し、保育士等の資質の向上を図ります。また、福祉サービス第三者評価の受審を進めていきます。
7	保育園等の施設の整備	本市の子育て支援に関する取組の方向性を示すとともに、公立保育所の統合を含めた規模適正化方針等を定めた「愛西市公立保育所の運営等に関する方針及び実施プラン」を策定し、統合・民営化を推進します。今後、佐屋北保育園と佐屋中央保育園の統合及び永和保育園の民営化に向け、施設整備を進めます。
8	保育園における情報公開の推進	保育園におけるさまざまな活動を、保護者や市民に伝えるため、園だより、保育園のしおり、広報、インターネット等による情報提供を進めます。また、私立の保育園に対しては、各種情報提供の協力を求めています。
9	多世代交流の機会の充実	保育園、幼稚園においては、地域の高齢者との交流、小中学生、高校生との交流、また、入園前の乳幼児やその保護者との交流の機会の充実を図ります。
10	放課後児童クラブの充実	共働き家庭や母子・父子家庭の小学校1～6年生の児童を対象とし、放課後や夏休みなどの時、家庭に代わる生活の場を提供していきます。 放課後児童クラブの需要が高まっていることから、学校施設の活用など、受け入れ体制の充実を図り、子どもの視点や意見を取り入れた運営に努めます。また、民間の児童クラブに対しても運営補助を行い、充実を図ります。

2 子育てと社会参加の両立ができるまちづくり

現在、女性の社会進出は顕著に増加していますが、就労以外の家事や育児、介護等の家庭生活全般の大半を女性が担っているのが現状です。

最近では、未婚化・晩婚化が進み、加えて仕事と家庭の両方を担う女性が、子どもを生き育てることをためらう傾向が強くなり、これらが少子化の一因ともなっています。

仕事と子育てが両立できる職場環境の改善や家庭における男女の役割分担の見直しなど、ワーク・ライフ・バランスの推進が求められています。

男女ともに子育てに参画できる社会環境づくりが重要であることから、結婚、妊娠・出産後も希望すれば女性が仕事を続けることができ、かつ育児休業が取得しやすく、職場への復帰が重荷にならないような職場環境の啓発に努めます。

(1) 家庭における子育て・教育の支援

No	事業名	事業内容
1	男性が参加しやすい教室の充実や地域活動への参加の推進	ママパパ教室等、育児や家事に関する教室に男性が参加しやすいよう、開催日やプログラムの内容の工夫を図ります。また、小中学生の子どもを持つ父親の子育てに関する活動への参加を促進するため、男性が中心となって行う地域活動を支援します。
2	親子で参加できる催し物等の充実	「子育てや教育の基盤は家庭教育にある」という家庭教育の重要性を再認識してもらうために、親子で参加できる「料理教室」や催し物の充実を図ります。
3	小中学生の保護者を対象とした子育て講座の充実	子どものしつけ等の家庭教育について、授業参観等の機会を活用した講座を実施します。また、思春期の子どもの心理や接し方等に関する講座の充実を図ります。

(2) 子育て世代の社会参加の促進

No	事業名	事業内容
1	ワーク・ライフ・バランスの啓発	仕事と子育ての両立を支援するために、広報やリーフレット等を通じて「ワーク・ライフ・バランス」の普及・啓発に努め、「仕事」も「仕事以外の生活」も充実できる環境づくりを進めます。
2	男女共同参画社会推進のための啓発	講演会や講座、研究会等の開催、広報等による情報提供など、さまざまな機会を通じて、男女共同参画意識の普及を図ります。
3	育児休業制度の普及・定着	広報やリーフレット等さまざまな媒体を活用して、育児休業制度の普及・定着を図ります。
4	職業能力の向上・再就職支援	職業能力の向上を図るため、関係機関が行う技術習得の各種研修会等の情報提供を行います。また、再就職を希望している人を対象に、職業上必要な知識・技術を習得する機会の拡大を図るため、各種研修会等の情報提供や教育訓練給付金制度などの紹介と活用の促進に努めます。



No	事業名	事業内容
5	一般事業主行動計画の策定促進・雇用者との連携の強化	市内事業所の一般事業主行動計画の策定を促進していくとともに、子育てと就労の両立のためには、民間企業をはじめとした労働環境の充実が不可欠であることから、学校や保育園等の行事に参加するための休暇の取得や、子育てのための労働時間の短縮や労働条件の改善、育児休業制度の導入について、雇用者への啓発に努めます。
6	子育て世代の生涯学習の推進	子育て世代を含め、広く市民を対象に、育児、教養、料理、音楽、健康等、各種講座の充実を図ります。また、各種講演会等で託児制度を実施します。

(3) ひとり親家庭の自立支援

No	事業名	事業内容
1	日常生活の支援	ひとり親家庭において、疾病等の事由により一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合や、生活環境の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣する「母子家庭等日常生活支援事業」を実施し、生活の安定を図ります。
2	生活相談・就労支援	ひとり親家庭の生活の安定や子育ての相談、就業に必要な技能や知識を身につけるための相談や雇用情報の提供を行います。また、県が実施している「母子家庭等自立支援教育訓練給付金」「高等職業訓練促進給付金」等の活用により、就労の支援を行います。
3	経済的な支援	国の制度の「児童扶養手当」や、子どもの就学支度資金、修学資金等の貸し付けを行う「母子・父子・寡婦福祉資金貸付」等により、経済的な支援を図ります。
4	ひとり親家庭の交流・情報交換の充実	ひとり親家庭の交流や情報交換を図るため、社会福祉協議会を通じて、「母子・寡婦福祉対策事業」を充実していきます。

3 妊娠・出産から生涯にわたって元気に暮らせるまちづくり

母親及び乳幼児等の健康の確保・増進を図る観点から、保健・医療・福祉や教育の分野間の連携を図り、地域における母子保健施策等を充実させることが求められています。

妊娠・出産や子育てを通して人間として成長しながら、親子が「豊かな人生」を送ることができるよう支援するとともに、地域社会が「子どもの育ち」と「親」へ支援できる体制づくりを進めます。

また、安心して子どもを産み、健やかに育てるため、妊娠から出産、乳幼児期等の保健・医療・福祉体制の充実に努めるとともに、学齢期・思春期の子どもについては、心身の健康を確保し、いきいきと暮らせるよう「食」の大切さを伝える食育事業や心の問題に関わる健康づくり事業の充実に努めます。

(1) 安心して妊娠・出産ができるための支援

① 妊産婦の健康管理への支援

No	事業名	事業内容
1	妊産婦健康診査	妊娠・出産にかかる経済的不安を軽減し、安心・安全な出産を迎えることができるよう妊産婦健康診査の費用を一部助成することにより、疾病などの早期発見、早期治療に努めます。妊産婦健康診査の重要性を伝え、確実な受診勧奨を行います。
2	知識の普及啓発	妊娠期、出産期それぞれの時期に、両親が健康づくりや子育てなどの正しい知識を得て、健康づくりの取組を実践できるよう、教室や指導を行います。
3	相談体制の充実	妊娠・出産に関するさまざまな悩みに相談者自らが問題解決のための行動がとれるように健康相談を実施し、必要な知識の提供や助言を行います。
4	歯の健康づくりの推進	自分自身と子どもの歯の健康を守ることができるよう、妊娠期から歯科保健指導を行うとともに、妊婦歯科健康診査の受診率向上を図ります。

② 家族や地域の育児への協力と妊婦同士の仲間づくりの支援

No	事業名	事業内容
1	妊娠中からの仲間づくりの支援	育児不安の軽減に役立てるよう、妊娠中から母親同士の交流や仲間づくりを支援します。



(2) 乳幼児の健やかな成長支援

① 子どもの成長発達支援

No	事業名	事業内容
1	健康に関する情報・学習の機会の充実	親が子どもの成長発達や健康状態を知ること、見通しを持った子育てができるよう情報の提供や学習機会の充実を図ります。
2	健康診査	子どもの健やかな成長発達を目指し、保護者に適切な保健指導を行います。また、疾病の早期発見、早期治療につなげるとともに、安心して子育てができるよう支援します。
3	家庭訪問	保健師による訪問やこにちは赤ちゃん事業における家庭訪問により、子育て情報の提供、子どもとその保護者の心身の状況や養育環境にあった相談支援を行います。
4	正しい生活習慣による健康づくりの推進	子どもとその保護者に対して、食事・運動・睡眠等の生活習慣についての情報提供や学習できる機会を提供します。
5	歯の健康づくりの推進	年齢や発達に応じ、エビデンスに基づく歯科保健指導、歯科健康教育を行います。
6	子どもの健康づくりに関する関係機関との連携	地域の医療機関、保健・福祉機関、保育園・学校との連携を図り、子どもの健康づくりが継続的にできる体制づくりを進めます。
7	事故防止・応急手当に関する情報提供	乳幼児の発達段階に応じた具体的な事故防止や応急手当について、あらゆる機会を利用し情報を提供します。

② 親の育児支援

No	事業名	事業内容
1	相談体制の充実	子育て支援センターや児童館などで、子育てに関する育児相談を実施します。 また、市ホームページによる相談窓口の情報提供を行います。
2	交流や仲間づくりの支援	母親同士の交流や仲間づくりを進め、母親自身が育児について自己判断できる力を伸ばせるよう支援します。 また、継続して交流できる場として、他の公共施設での利用周知を図ります。
3	地域や関係機関との連携	子育て世代包括支援センターによる関係機関との連携により、相談支援体制の強化、充実を図ります。

(3) 学齡期・思春期の健康づくり支援

No	事業名	事業内容
1	健康教育の充実	総合的な学習や保健学習の時間において、生活習慣病や喫煙・飲酒・性行為感染症等の思春期の問題行動の防止について、関係機関が協力して健康教育を実施します。
2	歯の健康づくりの推進	歯の大切さやむし歯や歯肉炎の予防についての知識を普及し、歯と口腔の健康を自己管理できるよう支援します。
3	家庭、地域の連携によるいじめの防止	いじめをなくすため、家庭、地域社会との連携を強化します。また、地域ぐるみでの取組による教育相談体制と合わせて、児童や生徒、教職員、保護者等への心理教育の充実を図ります。
4	食育の推進	栄養バランスや食事の量等の食生活と、健康の大切さを指導し、からだの健康についての自己管理能力を育成します。また、学校給食においては、地元で収穫された農作物や地域の食材を利用し、食材との関係等について、総合的な食育を推進します。
5	地域の関係機関と連携した健康づくり事業の充実	子どもの心の健康づくり事業、喫煙防止教育などを地域の関係機関と連携して行うことで、健康づくり事業の充実を図ります。



4 子どもや若者がいきいきできるまちづくり

子どもの「生きる力」を育む上で、自然体験をはじめとしたふれあい活動が重要であり、また、社会で求められるコミュニケーション能力や自立心、主体性などを育むためにも、さまざまな体験活動が求められています。

子どもが地域の大人や友達などに関わり合いながら、さまざまな体験活動等を通して、自己の形成が図られるよう、創意工夫をこらした活動を展開していくとともに、安全・安心に過ごせる場所や機会の提供に努めます。

(1) 学校教育環境の整備

No	事業名	事業内容
1	「総合的な学習の時間」の推進による「生きる力」の育成	地域学習や地域の人材活用等、各学校での創意工夫をこらし、学習内容の充実に努めます。
2	地域総合型スポーツの推進	児童の体力が低下傾向にある中、スポーツに親しむことで主体性や創造性を育み、心身の健康の保持増進を図るため、市スポーツ協会や「あいさいスポーツクラブ」等と協力して、さまざまなスポーツ活動を推進します。
3	開かれた学校づくりの推進	保護者や地域住民等の意見を幅広く聞くため、全校に学校評議員を設置し、開かれた学校、地域に根ざした学校づくりを推進するとともに、学校が家庭や地域と連携・協力しながら、特色ある教育活動を展開します。
4	教育施設の充実	文部科学省の学校施設整備指針に沿い、高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備や、健康的かつ安全で豊かな施設整備に努めます。
5	ICT環境の充実	情報化社会への適応として、各小中学校にコンピュータ機器を整備し、学校の生活や学習においても日常的にICTを活用できる環境を整備します。
6	国際化に対応した教育環境の充実	国際化が進む中で、外国人講師（ALT）による外国語教育を小学校から導入し、国際理解教育に取り組みます。また、きめ細かな指導を目指して各学校に特別非常勤講師を配置するなど、ニーズに合わせた取組を進めます。
7	特別支援教育の充実	特別支援教育を必要とする児童・生徒の障害の実態は多種多様であり、通級指導教室、特別支援教育支援員配置、スクールサポート事業の実施により、必要な教育が受けられるよう、適切な学習指導や自立支援を行います。また、教職員への相談体制を強化するため、市臨床心理士を活用します。
8	少人数指導の充実	児童・生徒一人ひとりに基礎学力を確実に身につけさせるため、少人数指導等チームティーチングを実施し、きめ細やかな指導を進めます。
9	不登校対策の充実	不登校児童・生徒に対し、集団生活への適応能力の向上を図るとともに、保護者に対する支援を強化します。また、社会的自立支援並びに学校復帰へ向けた支援を目的として、適応指導教室の充実を図ります。

No	事業名	事業内容
10	保育園・幼稚園と小学校の連携	小学校生活へのスムーズな移行ができるように、園児と児童の交流等、保育園・幼稚園と小学校の連携を強化します。
11	幼児教育の充実	子ども・子育て支援新制度の中で、幼児教育の充実を図ります。

(2) 多様な体験や交流の機会の充実

No	事業名	事業内容
1	児童の権利と主体性の尊重	児童の権利と主体性を尊重するため、広報等により「児童の権利に関する条約」の啓発を行っていきます。 また、「二分の一成人式」等、児童の主体性を尊重するとともに、心の健康づくりを行う取組の充実を図ります。
2	世代間の交流の推進	スポーツ活動、コミュニティ行事や地域の伝統行事(お祭り等)を通じて、事業の計画や準備、練習などを行うことにより地域の絆づくりや世代間交流の機会を増やします。
3	地域交流の推進	子どもの主体性を尊重し、権利を保障する一方で、子ども自身も地域社会の担い手として、子ども会活動、地域の清掃活動、地域の支え合い活動への参加を積極的に呼びかけます。
4	乳幼児とのふれあい体験の推進	小中学生、高校生が乳幼児と接する機会が少なくなっていることから、職業体験等を通じて、保育園や幼稚園等に訪問し、乳幼児とのふれあい体験ができる機会の充実を図ります。
5	児童・生徒の福祉活動の推進	車椅子体験や高齢者施設の訪問等、市内の各小中学校で実施している福祉実践教室や、障害のある児童・生徒との交流、高齢者との交流等を通じて、福祉の理解を深める機会を充実するとともに、地域における福祉活動を推進します。
6	社会体験・職業体験の機会の充実	将来の職業選択の一助とするために、地域の事業所の協力を得ながら、中学校2年生を対象とした職場体験学習を充実させるとともに、社会科見学等を通じて地域の産業にふれる機会の充実を図ります。
7	歴史や芸術・文化とのふれあいの機会の充実	地域のお祭りや郷土学習等を通じて、地域の歴史にふれる機会や、文化的なイベント等を通して芸術・文化に接する機会の充実を図ります。
8	自然とのふれあい体験の場や機会の充実	土曜日の教育活動や環境講座を活用した身近な自然観察等、自然とのふれあいを通じて、自然環境を大切にする意識の向上を図ります。



(3) 遊び場・地域施設の充実

No	事業名	事業内容
1	児童館の特色づくり	就学前の親子、小学生から高校生までの児童・生徒の参加等、それぞれの年齢に合わせたイベントを充実するとともに、児童館だよりや広報等を通じて、児童館のPRを進めます。また、各種イベントに参加した保護者が主体的にイベントを実施したり、児童館を利用した児童が成長しても、気軽に児童館を訪れ、異年齢間の交流が図られるよう、魅力ある児童館づくりを進めます。
2	中高生の居場所づくり	中学生、高校生も利用しやすい児童館づくりや、校庭開放等の検討を進めるとともに、公共施設の有効利用など、中学生、高校生の居場所の確保に努めます。
3	児童遊園やちびっ子広場等の整備・充実	子どもたちが安心して遊べるよう、既存遊具の点検を毎年定期的実施し、修繕することにより、身近な遊び場としての整備を図ります。また、都市公園等の整備を進めるとともに、既存施設の維持管理、再整備を進めることで、自然とのふれあいや、誰もが気軽に安心して利用できる場を確保します。
4	図書館等の文化施設の充実	中央図書館を中心としたネットワークの活用、インターネットによる蔵書検索、司書職員の充実など、図書館サービスの推進を図ります。保護者、幼児を対象とした絵本の紹介ポスターの掲示や児童向け図書の充実を図ります。また、親子で参加できる絵本や紙芝居等のおはなし会の充実を図ります。
5	児童の表現の機会の充実	市内の小中学校合同の音楽祭の実施等、子どもの文化活動に対して自主的な創作発表の場や機会を提供します。

5 子どもたちが守られ、安全なまちづくり

子どもたちは体力、判断力ともまだ未成熟であるため、子どもたちの危機意識を高めるための教育や周囲の大人が責任をもって子どもたちを守ろうという姿勢が大変重要です。

また、全国各所で学校や子どもたちを被害対象とした大小さまざまな事件が続いています。

子どもの安全を守るのは“大人の責任”であることを再認識し、子どもの安全確保を最重要事項として、安全・安心なまちづくりの構築に努めます。

(1) 安全な生活環境の整備

No	事業名	事業内容
1	子どもの交通安全教育の推進	子どもたちの交通安全意識やマナーの向上を図るため、児童・生徒用の安全帽等を配布するほか、交通安全教室の実施、通学路の安全点検などを進めます。
2	交通安全施設の計画的な整備	通学路や交通量の多い市道を中心に、ガードレール、街路灯の設置等を進めるとともに、スクールゾーン等の交通規制の強化や地域の実態にあわせた新たな交通規制を関係機関へ要請します。
3	チャイルドシートの普及・啓発	乳幼児を交通事故から守るため、チャイルドシートの普及・啓発に努めます。
4	ひとにやさしいまちづくりの推進	公共施設等のトイレにベビーシートの設置、託児スペースの確保等の整備に努めます。 また、駅舎のエレベーターやエスカレーターの整備、車両等のバリアフリー化を関係機関に要請するとともに、市内の商業施設等に対して、乳幼児連れの客に配慮したサービスや施設の充実を求め、啓発に努めます。
5	公共施設での禁煙・分煙の推進	子どもや妊婦が利用する公共施設においては、分煙・禁煙を推進します。
6	防犯まちづくり・教育施設の耐震対策の推進	小中学校を中心とした指定避難所の適正な管理や、地域の自主防災意識の向上により、子どもをはじめとした災害時要配慮者を守るための防災まちづくりを推進します。 また、地震災害時における児童・生徒の安全を確保するために、避難訓練等の充実を図ります。
7	防災意識の高揚	学校教育等の機会を通じて防災啓発に努めるとともに、災害発生時の被害想定などの情報を積極的に提供することで、市民一人ひとりの防災意識の向上に努めます。



(2) 子どもの犯罪被害や非行防止の対策

No	事業名	事業内容
1	保育施設・教育施設における防犯対策の充実	保育・教育施設等においては、緊急時の対応マニュアルの整備や防犯ブザーを配布するとともに、防犯カメラの設置や警備システムを導入するなど防犯対策の強化を図ります。また、情報メール配信を活用した緊急時の連絡体制を確保します。
2	地域における防犯対策の推進	警察によるパトロールの強化を要請するとともに、防犯協会、少年補導委員会、保護司会、PTA、津島警察署との連携による地域防犯パトロール活動を支援します。また、各種犯罪発生情報等を、保育園・幼稚園・各学校への周知に努め、犯罪の防止策を講じます。さらに、地域ぐるみの防犯対策として、登下校の声かけやあいさつ運動を推進します。
3	子ども110番の家の充実	「子ども110番の家」は、子どもがいつでも助けを求められる場所として、市内の商店や一般民家に指定されています。児童・生徒に対して「子ども110番の家」の周知を図るとともに、これらの位置をわかりやすく示す工夫をします。
4	防犯環境の整備と意識の高揚	児童・生徒に対する防犯ブザーの配布や防犯灯の設置・管理など、防犯環境を整備するとともに、小中学校において防犯訓練・防犯教室を実施し、学校や地域の防犯意識の高揚を図ります。
5	防犯教室・薬物乱用防止教室等の充実	防犯協会、津島警察署との連携のもと実施している、中学生を対象にした護身術教室、薬物の恐ろしさを伝える薬物乱用防止教室を継続し、犯罪被害の防止とともに、非行や犯罪加害者となることを防止します。
6	地域における青少年の非行防止対策の推進	少年補導委員会、保護司会、民生委員・児童委員等の連携を図りながら積極的な支援を行い、青少年の非行防止に努めます。

6 子どもの個性や権利が尊重されるまちづくり

虐待は子どもに対する重大な権利侵害であり、その防止に向けては社会全体で取り組むべき課題です。その取組の推進にあたっては、常に「子どもの最善の利益」への配慮を基本として児童虐待を予防し、発見から再発防止、社会的自立に至るまでの総合的なサポート体制の充実を図ります。

また、障害のある子どもを育てている家庭については、社会的な不安を抱えているため、健全な発育を支援し、地域で安心して生活できる環境の整備に努めます。

さらに、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように、また貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、生活支援・経済的支援・教育支援等の制度に基づき、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

(1) 子どもの権利・意見の尊重

No	事業名	事業内容
1	児童の権利と主体性の尊重（再掲）	児童の権利と主体性を尊重するため、広報等により「児童の権利に関する条約」の啓発を行います。 また、「二分の一成入式」等、児童の主体性を尊重するとともに、心の健康づくりを行う取組の充実を図ります。

(2) 児童虐待防止対策の充実

No	事業名	事業内容
1	地域交流、相談事業の充実による虐待の防止	地域での世代間・地域間交流の機会を設け、親子の閉じこもりや孤立感を解消して子育てを楽しむことにより、虐待の発生を防止します。 また、育児不安に対して、気軽に相談できる体制の充実や、育児の負担が大きい多胎児やハイリスク児に対する各種支援体制の充実により、児童虐待の防止策を講じます。 さらに、DVによる影響や、親子間の児童虐待連鎖も少なくなっていることから、妊娠期・出産後を通じて、各種教室等の開催により、精神面での支援体制の充実を図ります。
2	早期発見・早期対応	保育園・幼稚園・学校等は、虐待の疑いのある子どもを早期発見できる場にあるので、子どもの心身の状況や家庭の様子を十分に注意して観察や情報収集に努めます。 その他、健康診査時の活用により、虐待等の早期発見に努めます。また、健康診査未受診児の把握ができる体制を整えます。
3	虐待等防止ネットワーク協議会の充実	愛西市虐待等防止ネットワーク協議会により、関係機関の連携の強化を図り、児童虐待防止・早期発見及び被虐待児の迅速かつ適切な保護を行います。
4	地域サポート体制づくり	虐待発見者の通報義務について広く市民に周知し、早期発見に努めるとともに児童委員（民生委員）、児童相談センター、警察等と連携しながら、サポート体制づくりに努めます。



(3) 障害のある児童への生活支援の充実

No	事業名	事業内容
1	療育・発達相談体制の充実（再掲）	親の不安を少しでも軽減し、適切な訓練・指導に結びつくような相談の実施に努めます。
2	交流の場の充実	障害のある子どもを持つ保護者の子育てに対する不安の軽減を図るため、交流を支援します。
3	生活支援の充実	障害のある子ども及びその親の在宅生活を支援する福祉サービス等により、一人ひとりの障害や生活に合わせた支援を行います。
4	関係機関の連携の強化	子どもの発達を支援していくために、関係機関の連携を図ります。
5	保育園等での障害児保育の充実	障害のある子どもを持つ親と、子どもの発達を支援していくため、児童発達支援センターの新設を検討します。また、児童クラブでの受け入れなど保育園等での障害児保育の充実を図ります。
6	特別支援教育の充実（再掲）	特別支援教育を必要とする児童・生徒の障害の実態は多種多様であり、通級指導教室、特別支援教育支援員配置、スクールサポート事業の実施により、必要な教育が受けられるよう、適切な学習指導や自立支援を行います。また、教職員への相談体制を強化するため、市臨床心理士を活用します。
7	経済的な支援	特別児童扶養手当等の諸手当、障害者（児）医療費助成事業、障害者（児）タクシー利用料補助事業等により、障害のある子ども及びその親に対する経済的な支援を行います。
8	発達障害への支援	知的な遅れを伴わない発達障害児童への理解の啓発と支援のあり方、体制づくりに努めます。

(4) 配慮を必要とする子ども・家庭への支援

No	事業名	事業内容
1	子ども食堂の充実	各種団体等と連携して子ども食堂を実施し、子どもと一緒に話をしながら食事をするにより、家庭状況や必要な支援のニーズを把握します。
2	学校で必要な費用の援助	経済的に支援が必要な小中学生等の保護者に対して、新入学学用品・修学旅行費・給食費等の費用の援助をします。
3	特別支援教育の充実（再掲）	特別支援教育を必要とする児童・生徒の障害の実態は多種多様であり、通級指導教室、特別支援教育支援員配置、スクールサポート事業の実施により、必要な教育が受けられるよう、適切な学習指導や自立支援を行います。また、教職員への相談体制を強化するため、市臨床心理士を活用します。
4	不登校対策の充実（再掲）	不登校児童・生徒に対し、集団生活への適応能力の向上を図るとともに、保護者に対する支援を強化します。また、社会的自立支援並びに学校復帰へ向けた支援を目的として、適応指導教室の充実を図ります。

No	事業名	事業内容
5	就労支援	ひとり親家庭の就業に必要な技能や知識を身につけるための相談や雇用情報の提供を行います。 また、県が実施している「母子家庭等自立支援教育訓練給付金」「高等職業訓練促進給付金」等の活用により、就労の支援を行います。
6	相談体制の充実	生活困窮世帯に対し、支援員による就労支援を含めた生活全般に関する総合的な相談支援を実施します。
7	経済的な支援	生活保護による扶助、他制度へのつなぎ、社会福祉協議会による生活福祉資金の紹介等、個々の状況に応じた対応により、自立を支援します。
8	子育て世帯への経済的支援	安心して子どもを育てられるよう、保育に係る利用者負担の軽減や医療費給付等により、子育て世帯への経済的支援を実施します。
9	子育て家庭の住まいの確保	生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住まいの確保に困窮する人に対して、住居を確保し、安心して就職活動ができるよう、住居確保給付金を支給します。
10	地域や関係機関との連携（再掲）	子育て世代包括支援センターによる関係機関との連携により、相談支援体制の強化、充実を図ります。
11	各種支援制度の周知の徹底	支援を必要とする方が適切に支援を受けることができるよう、ホームページやガイドブック等で各種支援制度の情報提供に努め、制度の周知の徹底を図ります。



第5章 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援事業計画では、市町村が定める区域ごとに、幼児期の学校教育・保育、地域型保育、地域の子ども・子育て支援についての「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）、「確保の方策」（確保の内容＋実施時期）を記載することとされており、その区域において教育・保育の提供体制の確保と方策の検討、また、地域子ども・子育て支援に係る需給調整を判断することとなります。

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は量の見込みと確保方策を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮しながら各区域を考慮していく必要があることから、本市では愛西市全域をひとつの教育・保育提供区域と設定します。

この教育・保育提供区域を基本とした上で、アンケート調査結果に基づいた需要分析を行い、区域における量の見込みと確保の方策をみていくものとします。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みの考え方

子ども・子育て支援新制度では、市町村において5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされており、保育園や幼稚園などの整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めることとなっています。

(1) 「認定区分」と「家庭類型」

① 認定区分

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 地域型保育

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては以下の3点について基準を策定します。

項目	認定基準
事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして市町村が定める事由
区分	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等



② 家庭類型

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを把握するためには、1～3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。

そのために下表のとおりアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況によりタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

父親 \ 母親		ひとり親	フルタイム就労 (産休・育休含む)	パートタイム就労 (産休・育休含む)			未就労
				月120時間以上の就労	月120時間未満64時間以上の就労	月64時間未満の就労	
ひとり親		タイプA					
フルタイム就労 (産休・育休含む)			タイプB	タイプC		タイプC'	
パートタイム就労 (産休・育休含む)	月120時間以上の就労		タイプC	タイプE			タイプD
	月120時間未満64時間以上の就労				タイプE'		
	月64時間未満の就労		タイプC'				
未就労					タイプD		タイプF

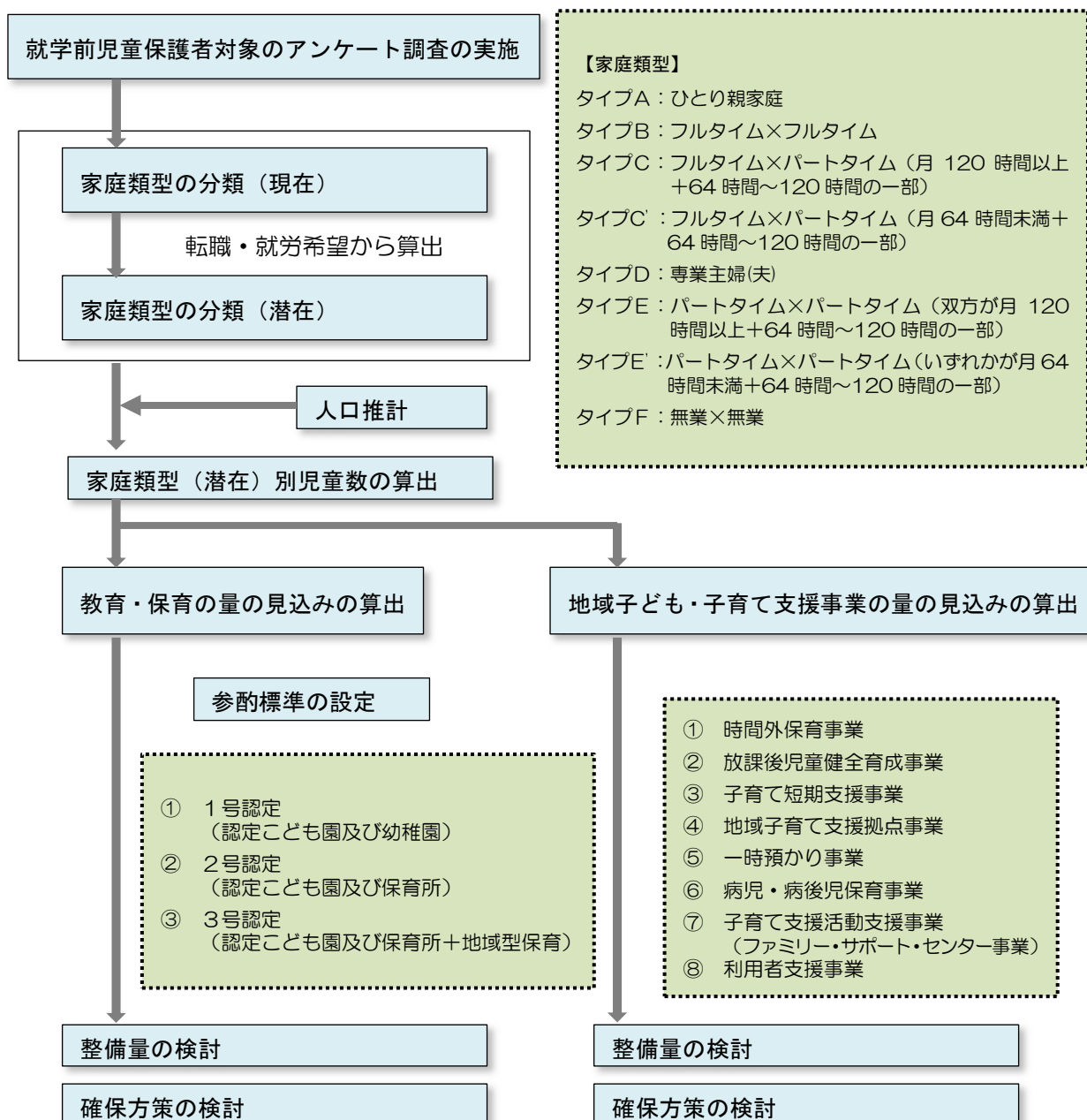
保育の必要性あり

保育の必要性なし

(2) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象者としたアンケート調査の結果をもとに、国が示した『第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方』の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

【教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み推計のフロー】





3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 幼稚園、認定こども園、保育園

【事業概要】

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を教育・保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としています。市内には3園の私立幼稚園があります。

保育園は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童の保育の必要性が認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。市内には4か所の公立保育園、5か所の私立保育園、4か所の私立認定こども園があります。

【現状】

単位：人

		令和元年度入園児童数				
		1号	2号		3号	
			教育希望が強い	左記以外	1・2歳	0歳
入園児童数		346	1,290			
定員内訳	幼稚園	898	—	—	—	
	認定こども園	40	206	78	18	
	保育園	—	945	368		

※保育園・認定こども園は4月1日現在、幼稚園は5月1日現在

【今後の方向性】

幼稚園については、全体的なニーズに対する供給量は満たしています。市外からの入園者が多い中で、将来的な園児の減少を踏まえ、認定こども園の推進を含め、幼稚園を支援していきます。

保育園については、全体的なニーズに対する供給量は満たしていますが、0歳～2歳児のニーズに対応できるような施設内の配置を検討する必要があります。特に、母親の就労意向の高まりから、0歳～2歳においても保育ニーズが見込まれ、特に育休明けの1歳保育のニーズに対応できるように確保する必要があります。

(2) 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

【令和2年度】

			令和2年度				
			1号	2号		3号	
			3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要 教育希望 強い	左記以外	1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
(参考) 児童数推計			1,225人			690人	290人
需要率			21.8%	6.1%	66.1%	58.8%	24.5%
ニーズ量の見込み(①)			268人	75人	810人	406人	71人
提供量 (確保 方策)	特定教育・ 保育施設	幼稚園・ 認可保育所・ 認定こども園	40人		1,106人	419人	132人
	確認を受け ない幼稚園	上記に 該当しない	303人		—	—	—
	特定地域型 保育事業	小規模・家庭的 ・居宅訪問型 ・事業所内保育	—		—	—	—
	認可外保育施設		—		—	—	—
	提供量合計(②)			343人		1,106人	419人
過不足分(②-①)			0人		296人	13人	61人

※需要率：児童数推計値に対する、各ニーズ量の見込みの割合。

【令和3年度】

			令和3年度				
			1号	2号		3号	
			3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要 教育希望 強い	左記以外	1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
(参考) 児童数推計			1,096人			664人	279人
需要率			23.2%	6.4%	70.1%	58.8%	24.5%
ニーズ量の見込み(①)			255人	71人	769人	391人	68人
提供量 (確保 方策)	特定教育・ 保育施設	幼稚園・ 認可保育所・ 認定こども園	40人		1,106人	419人	132人
	確認を受け ない幼稚園	上記に 該当しない	286人		—	—	—
	特定地域型 保育事業	小規模・家庭的 ・居宅訪問型 ・事業所内保育	—		—	—	—
	認可外保育施設		—		—	—	—
	提供量合計(②)			326人		1,106人	419人
過不足分(②-①)			0人		337人	28人	64人



【令和4年度】

		令和4年度					
		1号	2号		3号		
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要 教育希望 強い	左記以外	1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要	
(参考) 児童数推計		1,112人			637人	275人	
需要率		21.8%	6.1%	66.0%	58.8%	24.5%	
ニーズ量の見込み(①)		243人	68人	735人	375人	67人	
提供量 (確保方策)	特定教育・ 保育施設	幼稚園・ 認可保育所・ 認定こども園		40人	1,106人	419人	132人
	確認を受け ない幼稚園	上記に 該当しない		271人	—	—	—
	特定地域型 保育事業	小規模・家庭的 ・居宅訪問型 ・事業所内保育		—	—	—	—
	認可外保育施設		—	—	—	—	—
	提供量合計(②)		311人	1,106人	419人	132人	—
過不足分(②-①)		0人	371人	44人	65人	—	

【令和5年度】

		令和5年度					
		1号	2号		3号		
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要 教育希望 強い	左記以外	1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要	
(参考) 児童数推計		1,068人			621人	269人	
需要率		21.9%	6.0%	66.1%	58.7%	24.5%	
ニーズ量の見込み(①)		234人	65人	706人	365人	66人	
提供量 (確保方策)	特定教育・ 保育施設	幼稚園・ 認可保育所・ 認定こども園		40人	1,036人	399人	127人
	確認を受け ない幼稚園	上記に 該当しない		259人	—	—	—
	特定地域型 保育事業	小規模・家庭的 ・居宅訪問型 ・事業所内保育		—	—	—	—
	認可外保育施設		—	—	—	—	—
	提供量合計(②)		299人	1,036人	399人	127人	—
過不足分(②-①)		0人	330人	34人	61人	—	

【令和6年度】

		令和6年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要 教育希望 強い	左記以外	1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
(参考) 児童数推計		1,030人		611人	265人	
需要率		21.8%	6.1%	66.1%	58.7%	24.5%
ニーズ量の見込み(①)		225人	63人	681人	359人	65人
提供量 (確保 方策)	特定教育・ 保育施設	幼稚園・ 認可保育所・ 認定こども園	40人	1,036人	399人	127人
	確認を受け ない幼稚園	上記に 該当しない	248人	—	—	—
	特定地域型 保育事業	小規模・家庭的 ・居宅訪問型 ・事業所内保育	—	—	—	—
	認可外保育施設		—	—	—	—
	提供量合計(②)		288人	1,036人	399人	127人
過不足分(②-①)		0人	355人	40人	62人	



4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 時間外保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもが、保育園や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を利用する事業です。

【現状】

現状は、市内保育園等において、延長保育を18時30分まで行う保育園等が7か所、19時までが5か所、19時30分までが1か所となっています。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	人	391	420
実施か所数	か所	13	13

【今後の方向性】

18時台の保育終了時間希望の保護者は、現状の体制を継続することで対応は可能となりますが、それ以降の終了時間への対応は、さらに延長する必要があるのか見極める必要があります。

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み①	人	422	404	388	375	365
実施か所数	か所	13	13	13	12	12
提供量②	人	422	404	388	375	365
過不足 (②-①)	人	0	0	0	0	0

(2) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【現状】

年々登録者数は増加しており、平成30年度には1,028人となっています。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度
登録者数	人	991	1,028
クラブ数	か所	15	17

【今後の方向性】

放課後の適切な遊びと生活の場の確保に努めます。特に、ハード面の現状を踏まえながら、40人規模の教室を確保し、高学年への拡大については、平成26年度から開始した6年生までの受け入れを継続し、対応していきます。

一部地域で長期休みのニーズ量が多いと見られるため、学校施設の活用や民間事業での受け入れ等を行い、提供量を確保します。

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み①	人	975	937	903	863	822
小学 1 年生	人	209	200	198	186	177
小学 2 年生	人	191	183	181	170	162
小学 3 年生	人	185	176	174	164	156
小学 4 年生	人	188	182	169	166	158
小学 5 年生	人	140	136	125	123	117
小学 6 年生	人	62	60	56	54	52
実施か所数	か所	17	17	17	17	17
提供量②	人	975	937	903	863	822
小学 1 年生	人	209	200	198	186	177
小学 2 年生	人	191	183	181	170	162
小学 3 年生	人	185	176	174	164	156
小学 4 年生	人	188	182	169	166	158
小学 5 年生	人	140	136	125	123	117
小学 6 年生	人	62	60	56	54	52
過不足 (②-①)	人	0	0	0	0	0



(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業です。

【現状】

利用希望は若干ありますが、申し込みの時点で希望日が予約でいっぱいのため実績がない状況です。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者	人日	0	0
実施か所数	か所	1	1

【今後の方向性】

在宅サービスの充実と受け皿の確保を図るため、近隣との連携も含め、供給体制について検討していく必要があります。今後は、児童養護施設等との契約を検討し、ニーズに適切に対応していく予定です。

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み①	人日	7	7	7	7	7
実施か所数	か所	1	1	1	1	1
提供量②	人日	7	7	7	7	7
過不足（②-①）	人日	0	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

令和元年度から実施か所が1つ減り、2か所の保育園と4か所の子育て支援センターで実施しています。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者	人回/月	2,368	2,278
実施か所数	か所	7	7

【今後の方向性】

既存の保育園、子育て支援センターで、更なる子育て支援の充実を図ります。また、今後は必要に応じて、児童館等でも事業展開を検討します。

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み①	人回/月	2,324	2,236	2,163	2,111	2,077
実施か所数	か所	6	6	6	6	6
提供量②	人回/月	2,324	2,236	2,163	2,111	2,077
過不足(②-①)	人回	0	0	0	0	0



(5) 一時預かり事業

① 幼稚園における一時預かり事業

【事業概要】

通常の教育時間の前後や長期休暇期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

【今後の方向性】

市内の幼稚園3園において、事業を実施します。また、子ども・子育て支援新制度へ移行の際は、新基準に沿って対応します。

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み①	人日/月	1,879	1,785	1,705	1,638	1,580
実施か所数	か所	3	3	3	3	3
提供量②	人日/月	1,879	1,785	1,705	1,638	1,580
過不足(②-①)	人日	0	0	0	0	0

② 保育園等における一時預かり事業

【事業概要】

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。

【今後の方向性】

保育園等においては、多くの方が、既に通常の保育を実施していることから、公立保育園4園において、定員に余裕があったときに利用可能な余裕活用型にて一時預かり事業を実施します。

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み①	人日/月	5	5	5	5	5
実施か所数	か所	4	4	4	3	3
提供量②	人日/月	5	5	5	5	5
過不足(②-①)	人日	0	0	0	0	0

(6) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設などで児童を預かる事業です。

【現状】

ファミリー・サポート・センターにて対応しています。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者	人日	7	10
実施か所数	か所	1	1

【今後の方向性】

ファミリー・サポート・センターにおける受け入れを継続し、対応していきます。また、医療機関と連携した病児・病後児保育も検討します。

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み①	人日	10	10	9	9	9
実施か所数	か所	1	1	1	1	1
提供量②	人日	10	10	9	9	9
過不足 (②-①)	人日	0	0	0	0	0



(7) ファミリー・サポート・センター

【事業概要】

子育ての援助をしてほしい人と援助ができる人が、地域の中でお互い助け合いながら子育てをする会員組織の有償ボランティア活動事業です。

【現状】

生後57日から小学校6年生までの児童の保護者あるいは市内在住で家事、育児等のできる家族がいない妊娠8か月から生後2か月（多胎児は生後12か月）までを養育する方が依頼会員に、心身ともに健康で子育て支援に関心のある方が提供会員となり、家事支援、保育園、幼稚園等の送迎や病児・病後児を含めた預かり等の援助活動を行っています。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度
提供会員	人	139	151
依頼会員	人	381	419
両方会員	人	57	52
延べ利用者	人日	749	788

【今後の方向性】

支援体制の充実及び事業の継続性を図るため、継続して提供会員の講習会を実施し、提供会員を増やしていきます。

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み①	人日	705	677	648	625	602
提供量②	人日	705	677	648	625	602
過不足（②-①）	人日	0	0	0	0	0

(8) 利用者支援事業

【事業概要】

子ども及びその保護者、また妊娠している方などが地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、子ども、またはその保護者の身近な場所で、相談に応じ、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。具体的には次の業務を行います。

- ①利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施します。
- ②教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。
- ③本事業の実施にあたり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用対象者に周知を図ります。
- ④その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行います。

【現状】

総合相談窓口として、健康推進課（母子保健型）、児童福祉課（基本型）に子育て世代包括支援センター「あいさいっ子相談室」を開設し、妊娠中から子育て期までの相談を受け、切れ目ない支援体制の構築をしていくよう取り組んでいます。

【今後の方向性】

子育て世代包括支援センターとして切れ目ない支援をしていくため、地域の関係機関との連携、資源の開発等、子育て支援の地域づくりをしていきます。

<基本型>

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	か所	1	1	1	1	1
実施か所数	か所	1	1	1	1	1

<母子保健型>

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	か所	1	1	1	1	1
実施か所数	か所	1	1	1	1	1



(9) 妊婦に対する健康診査

【事業概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の異常を早期に発見し、早期治療につなげることで、母体の健康管理及び胎児の健全な発育を促すことを目的として健康診査を行う事業です。

【現状】

妊娠届出をした方に対して、妊婦健康診査受診票14回分及び子宮頸がん検診1回の受診票を交付し、妊婦健康診査費用の助成を行っています。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度
妊娠届出数	人	322	327

【今後の方向性】

母子健康手帳交付時に受診票を交付していますが、今後も引き続き、妊婦健康診査受診票を交付し、妊婦健康診査費用の一部（14回分及び子宮頸がん検診費用）を助成していきます。

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	人	303	292	287	283	278
確保方策		実施場所：愛知県内の医療機関及び助産所、県外の医療機関及び助産所 検査項目：基本健診、超音波検査、初回血液検査、血算、血糖、GBS（子宮頸管の細菌検査）、HTLV-1抗体検査、性器クラミジア感染検査、子宮頸がん検査 実施時期：母子健康手帳交付時より出産前まで 結婚年齢の上昇に伴う出産年齢の高齢化、また若年妊娠など、リスクの高い妊婦の増加により、妊婦健康診査はより重要となっており、妊娠届出時のアンケートから把握したハイリスクの妊婦や病院から連絡があった妊婦に対して妊娠期から支援を行い、安心して妊娠・出産・育児が行える体制を確保します。				

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【現状】

保健師が、第1子のお子さん、出生体重が2,500グラム未満のお子さん、第2子目以降で保健師の訪問を希望される方に対し、身長・体重の計測や、お子さんに合った子育てのアドバイスや、今後のお子さんに必要な市の母子保健事業や予防接種についての説明を行っています。また、母子保健推進員が、第2子目以降のお子さんを訪問しています。その結果、必要に応じ担当保健師へ連絡を取り、相談できる体制をとっています。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問数	件	352	361

【今後の方向性】

少子化、核家族化により、祖父母や近隣住民からの援助が得られにくい中で、子育てをしていく保護者が孤立し不安に陥ることなく安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うために、引き続き全戸訪問に努めていきます。

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	件	293	282	277	273	269
確保方策		実施体制：保健師及び母子保健推進員 実施機関：健康推進課 委託団体等：委託なし 保健師、母子保健推進員が、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭へ訪問します。				



(11) 養育支援訪問事業等

【事業概要】

子育てに対し、不安や孤立感を抱える家族やさまざまな要因で養育支援が必要であると判断した家庭に対し、養育に関する専門的な相談指導・助言、家事等の養育支援を行う養育支援訪問員や保健師による訪問を行います。また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

【現状】

訪問件数は横ばいとなっており、平成30年度には39件となっています。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問数	件	40	39

【今後の方向性】

養育支援訪問員の養成と養育支援訪問員や保健師の更なるスキルアップを図り、活動を充実させていきます。

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	件	33	31	31	30	30
確保方策		実施体制：保健師及び養育支援訪問員 実施機関：健康推進課 委託団体等：委託なし 保健師、養育支援訪問員の継続訪問による支援を行います。				

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

教育・保育施設などの利用者負担額については、市の条例や規則により設定することとされていますが、施設によっては、実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合が想定されており、日用品・文房具など必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用などの実費負担の部分について、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

【今後の方向性】

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、さらに補足給付事業として年収360万円未満相当世帯に対しては、食事の提供に要する費用のうち、副食費(おかず代等)として、1人当たり月額4,500円程度の補助を行います。また、子育てしやすいまちを目指すため、年収360万円以上相当世帯に対して、市独自に副食費の補助を行います。

【国基準補助分】

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み①	人	220	220	220	220	220
提供量②	人	220	220	220	220	220
過不足(②-①)	人	0	0	0	0	0

【市独自補助分】

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み①	人	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180
提供量②	人	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180
過不足(②-①)	人	0	0	0	0	0



(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を生かしながら、保育園、地域型保育事業などの整備を促進していくこととされています。

しかしながら、新たに整備・開設した施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、利用者の信頼関係を築いていくためには、一定期間必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言のほかに、他の事業者の連携施設のあっせんなどを行います。

【現状】

教育・保育の事業のニーズ量に対して提供量が十分と判断できるため、新規参入の予定はありません。

【今後の方向性】

今後、新規事業者の参入があった場合には、事業の導入について検討します。



5 幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

認定こども園が幼稚園及び保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に、子どもを受け入れられる施設であることを周知するとともに、将来的な児童人口の減少を見据え、幼稚園及び保育園から認定こども園への移行に必要な支援、その他認定こども園の普及に必要な支援を検討します。

また、認定こども園、幼稚園及び保育園の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携も検討します。

6 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保

令和元年 10 月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の授業料、幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

新制度未移行幼稚園の授業料及び幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料については、各施設の協力のもと、無償化のメリットが実感できるよう法定代理受領による給付を基本とし、認可外保育施設等の利用料については、償還払いを基本とします。

また、子育てのための施設等利用給付の対象施設である、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、その後の運営状況の把握などについては、認可権限や指導監督権限を持つ県による立入り調査等にも同行するなど、県と常に連携しながら、特定子ども・子育て支援施設等の情報を共有し、保育の質の向上が図られるよう働きかけます。



第6章 計画の進行管理

1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「愛西市子ども子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価をし、これに基づいて対策を実施するものとします。

なお、「教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。

2 国・県等との連携

計画に掲げる取組については、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、①子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携、②労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携において、児童虐待防止・社会的養護体制・母子父子家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から県と連携し推進するとともに、県を通じ産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。

資料編

1 愛西市子ども子育て会議設置要綱

平成 25 年 7 月 12 日

訓令第 40 号

改正 平成 29 年 3 月 31 日訓令第 14 号

改正 令和元年 6 月 3 日訓令第 18 号

(設置)

第 1 条 愛西市子ども子育て支援事業計画及び愛西市子育て応援プラン（以下「事業計画」という。）の策定及び事業計画の推進を図るため、愛西市子ども子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(役割)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 事業計画の策定に向けて提言を行うこと。
- (2) 事業計画の進行を確認し評価すること。
- (3) その他事業計画の進行に関し必要な事項を調査検討すること。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 保育関係者
- (4) 子育て支援関係者
- (5) 子育て当事者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、依頼のあった日から 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が委員の中から指名する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。



3 会議には、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見や説明を求めることができる。

(プロジェクトチーム)

第7条 市長は、子育て支援に関する施策の円滑な推進を図るため、施策を横断的に検討する必要があると認める場合には、プロジェクトチームを設置することができる。

2 プロジェクトチームは、市長が指名する者で組織する。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、健康福祉部児童福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この訓令は、平成25年7月16日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日訓令第14号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月3日訓令第18号)

この訓令は、令和元年6月3日から施行する。

2 愛西市子ども子育て会議委員名簿

選出区分	氏 名	所属団体等
学識経験者	吉村 譲	岡崎女子大学教授
学識経験者	佐藤 言葉	歯科医師会代表
教育関係者	渡邊 祐香理	教育委員会委員
教育関係者	諏訪 淑子	幼稚園代表
保育関係者	山北 茂代	保育園代表
保育関係者	堀田 真吾	認定こども園代表
子育て支援関係者	吉川 哲也	児童館・子育て支援センター代表
子育て支援関係者	青木 夕紀子	主任児童委員 (佐屋地区)
子育て支援関係者	藤原 昭子 (~R元.11.30)	主任児童委員 (佐織地区)
子育て支援関係者	安達 和枝 (R元.12.1~)	主任児童委員 (佐織地区)
子育て支援関係者	大江 千恵子	主任児童委員 (立田地区)
子育て支援関係者	黒田 意津美	主任児童委員 (八開地区)
当事者	佐合 理枝	市民代表
当事者	飯野 大輔	市民代表



第2期愛西市子ども・子育て支援事業計画

発行日／令和2年3月

発行／愛知県愛西市

〒496-8555 愛知県愛西市稲葉町米野 308 番地

電話番号 0567-26-8111 (代) FAX 0567-26-1011

編集／健康福祉部児童福祉課

愛西市ホームページ <https://www.city.aisai.lg.jp/>



第2期愛西市
子ども・子育て支援事業計画